

第4章

高齢者保健福祉施策の展開

1 健康づくり・生きがいづくり

高齢者が生きがいを持ち、社会で充分自分の力が発揮できる健康長寿の社会づくりを目指します。

(1) 高齢者の就労・社会参加の支援

高齢者自らが生きがいを持って生活できるように、社会福祉協議会*や市民活動団体等と連携して、働く機会や生涯学習への参加促進など、社会参加の場と機会を提供します。

① 高齢者の就労支援

関係機関と連携し、就労を望む高齢者の適性と能力に応じた就労を支援します。

事業名	内 容	担当課
シルバー人材センター	シルバー人材センターを補助することにより、一般的な雇用体系と異なるが、働く意欲を持っている健康な高齢者に、能力や知識・経験をいかした就労の場を確保します。事業の拡充を支援・啓発し、活動拠点の整備を図っていきます。	介護福祉課
就労に関する相談	介護福祉課の窓口にて、東京しごと財団のパンフレット等を置き、就労に関する案内に努めます。	介護福祉課

②生涯学習・生涯スポーツの推進

人生80年時代を迎え、元気な高齢者が増加している今、高齢者が各自の希望に応じて自由に学ぶ機会、スポーツに親しめる機会を充実します。

事業名	内容	担当課
文化学習事業	各公民館において、主催事業として高齢者学級や各種講座を実施するとともに、自主グループの支援を行います。	公民館
シニアスポーツフェスティバル	毎年4月から6月にかけてシニアスポーツフェスティバルを開催し、中・高齢者の健康の維持・増進を図るとともに、体力づくりを通して明るく充実した日常生活が送れるように努めます。また、市民の交流の場として事業の充実を図ります。	生涯学習課
いきいき健康スポーツ教室	日頃、運動不足に陥りがちな高齢者に対し、運動を通して「体力維持」・「健康づくり」について、進んで取り組む意欲を高め、この教室を通して参加者の親睦を図り、仲間とともにいる喜びが、心身の健康に有効であることへの理解促進を図ります。高齢者の生きがいの一環として、事業内容の充実を図ります。	生涯学習課

③交流の場の確保と推進

高齢者が地域社会の一員として、他世代とともに交流・活動できる場と機会の充実を図ります。

事業名	内 容	担当課
敬老行事等	高齢者の長寿をお祝いするとともに、楽しいひと時を過ごしていただくため、高齢者（シルバー人材センター）自らの企画による敬老会を実施します。また、長寿をお祝いして、77歳の方に市内小学生による手作りのお祝いカード、88歳、99歳、100歳、100歳以上の方には高齢者記念品の贈呈を行います。	介護福祉課
おとしより入浴事業	高齢者の生きがいと、憩いの場を提供することを目的に浴場組合と協力し、継続的に世代を超えた交流の場となるように、年7回65歳以上の高齢者と小学生以下の児童を対象に無料入浴デーを実施します。	介護福祉課
高齢者いきいき活動、高齢者いこいの部屋等の整備	いきいき活動推進員が中心となって、趣味、体操等、健康増進活動、各種講座、その他の高齢者生きがい活動を実施します。いきいき活動は、高齢者の生きがいと健康増進の場として重要であり、広報を充実するなどし、参加を呼びかけていきます。 市内7か所にある高齢者いこいの部屋を、高齢者の生きがいづくりの拠点として役立てていただけるよう努めます。	介護福祉課
老人クラブ（悠友クラブ）活動への助成	高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的として、老人クラブ（悠友クラブ）の活動に助成金を交付します。	介護福祉課
老人福祉センターの整備	福祉会館の老朽化等や、今後の保健福祉施策の制度変更等を考慮し、将来を見据えた新たな施設建設に向け準備を進めます。	地域福祉課
高齢者（いきいき）農園	農地所有者の協力を得て、60歳以上で、耕作する土地を持たない高齢者に対し、高齢者（いきいき）農園事業を推進し、高齢者の健康増進と仲間づくりを図ります。 現在の、市民農園と高齢者農園の二本立てを、将来的には市民農園に統合し、あわせて受益者負担の観点から利用者負担についても検討します。	経済課
ひとりぐらし高齢者会食会	65歳以上のひとりぐらし等の高齢者に対し、会食を通じた交流会を実施します。 広報を充実し、新規の参加を進め、高齢者相互の交流と親睦を図ります。	介護福祉課

事業名	内 容	担当課
ひとりぐらし高齢者交流会	70 歳以上のひとりぐらし高齢者を対象に、ボランティアと福祉バスみどり号を使用し、交流会（日帰り旅行）を実施します。	社会福祉協議会
福祉会館・高齢者マッサージ	65 歳以上の健康な高齢者に対し、「小金井市福祉マッサージ会」に委託して高齢者マッサージを実施します。毎月第1・3水曜日に福祉会館の集会室で行います。	地域福祉課

(2) 健康づくり・介護予防[※]の推進

高齢者が健やかで質の高い生活を維持し、健康寿命を延ばしていくことができるように、食生活を含めた生活習慣全般の見直しや改善、疾病の予防など、健康づくりのための事業を推進します。また、高齢者がいつまでも元気で暮らせるように、広く介護予防[※]につながる活動を支援する事業を推進します。

①高齢期の健康づくりの推進

加齢による身体機能や生活機能の低下を抑え、疾病の予防と早期発見及び健康づくりのため、各種健康相談の充実を図ります。健康診査の活用や、かかりつけ医との連携等により、高齢者の健康生活づくりを図ります。

事業名	内 容	担当課
健康相談・健康支援の充実	加齢による身体機能や生活機能の低下を抑え、疾病の予防及び健康づくりのため、保健師・歯科衛生士・管理栄養士等による各種健康相談及び健康教育の推進を図ります。	健康課
特定健診等・フォロー健診の充実	高齢者の健診の活用や、かかりつけ医との連携等により、特定健診受診率の向上に努め、疾病・ねたきり等の予防を推進します。 PR 等広報に力を入れ、さらに事業の充実を図ります。	保険年金課 健康課
感染症の予防	肺炎やインフルエンザの予防や重症化を防ぎ、高齢者の健康を保持するため予防接種法に基づくワクチン接種を推進します。	健康課
精神保健対策の充実 (うつ、自殺の予防)	メンタルチェックシステム「こころの体温計」の導入や講演会などにより、うつや自殺予防のためのこころの健康づくりの推進を図ります。	自立生活支援課
歯科保健の充実	8020 運動を推奨し、80 歳までの 5 歳刻みの方を対象に成人歯科健康診査を実施します。 生涯を通じて歯と口腔の健康を維持するために、歯科保健に関する知識や歯科に関する疾病予防等の具体的な実践方法の普及のため、まなびあい講座や出張講座を実施します。	健康課

②介護予防^{*}の推進

制度改正により、これまでの要支援者に対して全国一律にサービス提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護サービスを市町村事業（地域支援事業^{*}）に移行し、他の生活支援サービスや介護予防^{*}事業とともに「介護予防・日常生活支援総合事業^{*}」（以下「総合事業^{*}」）として再構築します。

これまでの介護予防事業の見直しとともに、より一層の介護予防^{*}の推進を図ります。

事業名	内 容	担当課
介護予防・日常生活支援総合事業 [*] の実施	要支援者などの総合事業 [*] 対象者に対して、介護予防 [*] や日常生活支援等のサービスの円滑な提供を図ります。 自立や社会参加意欲の高い元気な高齢者に、ボランティアや活動のための支援の場を提供します。	介護福祉課
介護予防 [*] 事業の見直し	高齢者の生活機能の維持、向上を図るために、介護予防 [*] の基本的な知識の普及方法や地域への積極的な参加やボランティア育成などの支援を見直します。	介護福祉課
介護予防ケアマネジメント [*] の推進	単に必要なサービスを提供するためだけでなく、要支援者等がその知識や能力を生かして社会とのつながりを維持・強化できるような介護予防ケアマネジメント [*] を推進します。	介護福祉課
認知症 [*] 予防	認知症 [*] を予防するため、定期的な運動習慣や他者とのコミュニケーションを促進するために社会交流や趣味活動を支援します。 さらに、地域全体で取り組むことの大切さを周知します。	介護福祉課
地域での自主的な活動支援	介護予防 [*] につながる活動等に取り組むボランティアや市民活動団体、認知症サポーター [*] 等、地域人材の確保・育成に努めます。 老人クラブ等、既存の活動グループの人数増加を目指します。	介護福祉課

図表 4-1-1 介護予防・日常生活支援総合事業*の実施

総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業 (サービス事業)

○対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
 ①要支援認定を受けた者
 ②基本チェックリスト該当者 (事業対象者)

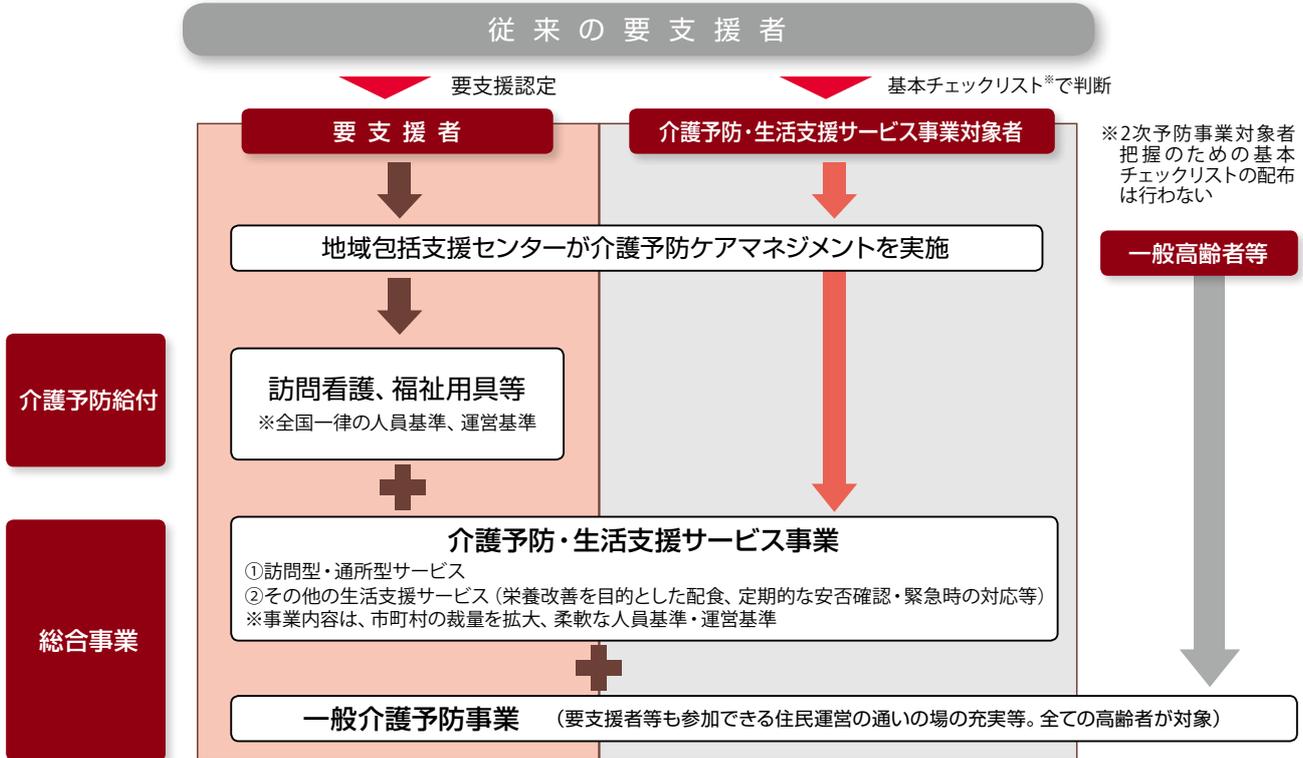
事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

※事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
 ※基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
 ※予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

○対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施



資料:全国介護保険担当課長会議資料 (平成26年7月28日)

2 地域で暮らし続ける仕組みづくり

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、在宅の日常生活を包括的に支援し、高齢者にとって住みよい地域社会を目指します。

(1) 在宅生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、高齢者や介護者への支援及び住環境の整備を行うなど、在宅生活支援の充実を図ります。

① 在宅サービス・生活支援体制の充実

高齢者に対する生活支援にかかわるサービスの充実を図ることにより、高齢者ができる限り自らの意思に基づき、自立した生活を送ることができるような環境づくりを推進していきます。

事業名	内容	担当課
日常生活支援福祉サービスの充実	在宅で生活をしている高齢者を支えるために、どのような日常生活支援サービスが必要なのかを検討し充実させていきます。 そのために、高齢者のニーズを把握し、現状にあった生活支援等サービスと提供体制、地域資源のマッチングを行う生活支援コーディネーター*の配置を図ります。	介護福祉課
移送支援の充実	CoCo バスを運行し、高齢者が病院へ通うときや介護サービスを利用するときなどの移動を支援します。 また、福祉有償運送などの移動支援サービスを実施している NPO *等への支援を行います。	交通対策課 自立生活支援課
地域での自主的な活動支援(再掲)	介護予防*につながる活動等に従事するボランティアや市民活動団体、認知症サポーター*等、地域人材の確保・育成に努めます。 老人クラブ等、既存の活動グループの人数増加を目指します。	介護福祉課

②在宅介護者への支援の充実

日々介護する在宅の介護者（主に家族）が感じる身体的・精神的負担の軽減は大きな課題です。介護者の負担を少しでも軽減できる施策を推進します。

事業名	内 容	担当課
介護者への相談	高齢者を介護する家族の方の悩みや不安に関する相談について、市と地域包括支援センター*で実施します。	介護福祉課
家族介護教室	高齢者を介護する家族の方に対し、適切な介護知識・技術を習得するための教室を開催します。男性が参加しやすいプログラムや休日に開催するなど、参加しやすい環境づくりに努めます。	介護福祉課
家族介護継続支援	認知症*高齢者を介護する家族の方に対し、交流会や講習会等の機会を通して認知症*の理解や介護者間での情報を共有することで、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。	介護福祉課
やすらぎ支援（認知症*高齢者家族支援活動）	軽度の認知症状が見られるおおむね65歳以上の方などに対し、認知症*についての研修を受けたボランティアが自宅を訪問し、話し相手となり、本人への働きかけを行うとともに、その間、家族が介護から離れる時間を提供します。当事者や家族及び関係機関への周知、ボランティアの養成を行います。	介護福祉課
特別短期生活介護（緊急ショートステイ）	介護者の急病、事故、災害、葬儀その他緊急を要する理由で介護ができないときに、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。	介護福祉課

③安心できるすまいの確保

高齢者が暮らしやすい住環境整備のために住居の整備に係る各種施策を推進します。

事業名	内 容	担当課
高齢者住宅の整備	高齢者住宅の総合的な管理と情報提供を実施し、高齢者の方が、安心して暮らすことのできる住環境づくりを進めます。	まちづくり推進課
公営住宅の情報提供体制の整備	市内の高齢者住宅や市営住宅の総合的な管理を行い、市報、ホームページ等で最新の情報を随時提供していきます。	まちづくり推進課
高齢者の新たな住まいと住まい方の検討	高齢社会の進展とあわせニーズが高まる高齢者の新たな住まいと住まい方について、サービス付き高齢者住宅*等も含めて検討を進めます。	介護福祉課
施設サービスの充実	特別養護老人ホームの待機者数の解消を目指し、他の方策も含めた施設設備を検討します。	介護福祉課

④ 居住環境の整備

高齢者が、介護が必要になった時に安心して自宅に住み続けることができるように、相談体制を整え、バリアフリー*化等の住宅改修を支援することで、介護を受けながら安心して暮らし続けることができる住まいの環境整備を支援します。

事業名	内容	担当課
住宅改修相談事業の充実	必要な所に適切な住宅改修ができるよう、一級建築士等が訪問や面接等により、住宅改修の相談・助言を行います。また、介護支援専門員とも連携を取りながら、介護保険事業と、高齢者自立支援事業の住宅改修に関する助言をし、適切な改修を支援します。	介護福祉課
高齢者自立支援住宅改修給付事業の推進	住宅改修について、介護保険事業と自立支援住宅改修給付事業の連携を図り、住宅環境整備を支援します。	介護福祉課

⑤ バリアフリー*のまちづくり

高齢者や障がいのある人等すべての市民がまちを自由に移動し、安心して施設を利用することができる道路の整備や施設づくりが求められています。

だれもが安心して外出できるよう、東京都福祉のまちづくり条例に配慮したまちづくりを推進します。

事業名	内容	担当課
公共的建築物等の安心・安全な環境整備	高齢者や障がいのある人等に配慮した公共的建築物等の整備を促進するとともに、民間施設の設置者に関係法令等の基準に適合するよう要請し、福祉のまちづくりを推進します。 建築物のバリアフリー*化については、公共、民間施設共に、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に基づき、引き続き適合させるよう審査を行っていきます。	地域福祉課 まちづくり推進課
福祉マップの作成	障がいのある人や高齢者等が、街へ出かけるときの参考となる情報を掲載した新たな福祉マップの作成を検討します。	自立生活支援課

(2) 認知症*施策の推進

認知症*になっても地域で住み続けるために、地域全体で認知症*高齢者と家族を支援する総合的な体制をつくります。

①認知症*高齢者対策の推進

認知症疾患医療センター*・医療機関・介護サービス事業所等と連携し、状態に応じた適切な医療や福祉サービス、地域の支援につながるよう認知症*対策を積極的に行います。

また、症状の進行に伴い、財産管理やサービスの契約などが困難になる等、個々の状況に合わせ、適切な権利擁護*事業の活用を支援できるように、関係各課と連携し、対応します。

事業名	内容	担当課
認知症*の理解促進についての普及	<p>認知症*になっても地域で住み続けるために、本人・家族・地域住民の認知症*に関する知識・理解を深めます。</p> <p>地域ぐるみで認知症*の人を支援するため、認知症サポーター*の増につながるよう幅広い世代を対象に養成講座の充実を図ります。</p>	介護福祉課
認知症*の相談・支援体制の充実	<p>認知症*の人とその家族を支援するため、認知症*に関する相談窓口の周知を図ります。</p> <p>認知症*の早期診断・早期対応のため、地域包括支援センター*に配置する「認知症地域支援推進員*」を中心に、認知症疾患医療センター*及び地域の医療機関と連携します。医療・介護の連携を円滑に進めるにあたっては、情報共有のための「小金井もの忘れ相談シート」の活用を推進します。</p> <p>また、市民や関係機関への周知、ボランティアの養成を行い、介護者を含めた支援についても検討します。</p> <p>認知症*の状態に応じ、適切なサービスの流れを明らかにした「認知症ケアパス*」を作成します。</p>	介護福祉課
認知症*の人と家族を支援するネットワークづくり	<p>認知症*高齢者を介護する家族の交流会の機会を通して、経験談や情報交換、ストレスを発散することで、介護による身体的・精神的負担の軽減を図るためのネットワークづくりを目指します。</p>	介護福祉課

(3) 在宅医療と介護の連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、在宅医療と介護の連携を強化し、切れ目ないサービス提供体制の実現に努めます。

① 在宅医療と介護の連携の推進

地域や高齢者及び高齢者世帯の実情に合ったかたちで在宅医療、介護の連携を推進するとともに、NPO*法人やボランティアの方々とも協力し、地域の中で循環する医療・介護の支援体制の構築を目指します。

事業名	内容	担当課
関係機関相互の連携の仕組みづくり	<p>医療と介護のサービスが包括的かつ継続的に提供されるために、医療機関、薬局、地域包括支援センター*、介護サービス事業所などの関係機関の連携の仕組みづくりを行います。</p> <p>また、連携会議の中で、研修や情報共有を行い、顔の見える関係づくりを支援します。</p>	介護福祉課
在宅医療に関する啓発	<p>在宅医療や在宅医療職種の機能、また、その役割を広く紹介するために市民を対象とした講演会等の開催やパンフレットの発行等を通して、在宅医療の普及を図ります。</p>	介護福祉課

(4) 地域支援体制の充実

日常生活圏域*において、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの充実を図ります。

① サービス体制の充実

市内を4つの「日常生活圏域*」に分け、気軽に身近なところでサービス提供が受けられるよう環境を整備します。

事業名	内容	担当課
日常生活圏域*における基盤整備	市内をJR中央線と小金井街道を機軸に北東部、北西部、南東部、南西部の4つの「日常生活圏域*」に分け、介護サービス基盤の面的な整備の基本とします。日常生活圏域*の設定については、地理的条件、人口分布、交通その他社会基盤整備状況、介護給付等対象サービスを提供するための施設分布、社会活動、住民の生活形態等の状況を総合的に勘案して決めました。各圏域には、地域包括支援センター*を1か所配置しています。今後高齢者人口の増加に伴い、地域包括支援センター*職員の体制強化及び圏域設定等の見直しを検討していきます。	介護福祉課
介護保険サービスの利用支援	介護サービスを必要とする方が、必要なサービスを利用できるよう、本人やその家族に対する情報提供・相談支援を充実します。 引き続き、制度改正に則した介護保険パンフレットの配布、また新規認定者や窓口配布のための「介護サービス利用ガイドブック」の作成、ホームページの充実などを行い、制度の理解を深めるため情報提供に努めます。	介護福祉課
居宅系サービスの充実	計画策定に関連した市民アンケート等を参考に、必要な居宅系サービスの充実を図ります。	介護福祉課
施設サービスの充実(再掲)	特別養護老人ホームの待機者数の解消を目指し、他の方策も含めた施設設備を検討します。	介護福祉課
地域密着型サービス*の充実	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために、地域密着型サービス*の整備をします。今後は、既存事業所の稼働率を向上させ、介護を必要とする方に適切なサービス提供が行われるよう努めます。	介護福祉課

②地域包括支援センター^{*}の機能充実

地域包括支援センター^{*}は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置されています。地域の高齢者や家族への総合相談・ケアマネジャー^{*}支援等を行い、その設置・運営に関しては、「地域包括支援センター^{*}の運営に関する専門委員会」を設置し、公正・中立性を確保し、円滑、適正な運営を図ります。

事業名	内容	担当課
地域包括支援センター [*] の機能の充実	<p>市の事業として、社会福祉法人等に委託し4か所の圏域に、地域包括支援センター[*]を設置しています。地域包括支援センター[*]は、社会福祉士、保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャー[*]の3職種等を配置し、次の4つの機能の充実を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多様なネットワークを活用し、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応等を含む総合的な相談支援 2 虚弱な高齢者等を対象とする介護予防[*]事業及び要支援の認定者を対象とする予防給付に関する介護予防[*]のケアマネジメント[*] 3 主治医、ケアマネジャー[*]、地域の関係機関と連携し、包括的・継続的なケアマネジメント[*]ができるよう支援 4 成年後見人制度[*]利用に関すること、高齢者虐待の防止、消費者被害の防止対応などの権利擁護[*] <p>市介護福祉課の包括支援係は、地域包括支援センター[*]と連携し、地域の高齢者への総合的な支援を行う役割を担います。また、制度改正に伴い、生活支援コーディネーター[*]、認知症地域支援推進員[*]を各地域包括支援センター[*]に配置します。</p>	介護福祉課
地域包括支援センター [*] の運営に関する専門委員会	<p>地域包括支援センター[*]の運営に関する専門委員会は、地域密着型サービス[*]の運営に関する専門委員会と同様に介護保険運営協議会の専門部会と位置づけ一体的に運営できるよう整備します。</p>	介護福祉課
地域ケア会議の充実	<p>個別、小地域ケア会議については、地域包括支援センター[*]等が主催し、医療、介護・地域関係者等の関係機関の参加・協力により、高齢者の個々の課題の解決、支援を図ります。</p> <p>全体レベルでの地域ケア会議は、市が主催し、課題を施策に反映します。</p>	介護福祉課

3 地域で支え合う仕組みづくり

高齢者が、地域で安心・安全に暮らしていくことができるよう、福祉意識の醸成や地域で互いに支え合う仕組みづくりを目指します。

(1) 地域支え合い活動の充実

地域で高齢者を支えていくために、住民の福祉意識の醸成、ボランティア活動等の支援、市民・福祉団体との連携を図ります。

①福祉意識の醸成

世代間交流や講座・講演会などを通じ「福祉のこころ」を育むとともに、適切な情報提供や啓発活動を推進します。

事業名	内容	担当課
福祉刊行物の発行	刊行物やパンフレットなど、さまざまな媒体を活用し、制度に関する正しい知識の普及を行います。 また、新たな配布場所を開拓していくことで、より一層の普及啓発に繋がっていきます。	介護福祉課
ホームページによる情報発信	ホームページに最新の介護保険高齢者福祉情報を掲載し、制度の改正や新たな取組みの周知・啓発に努めます。	介護福祉課
世代間交流	高齢者と子どもとのふれあいの場を提供するため、おとしより入浴事業の実施や、老人クラブ及びシルバー人材センターの活動を支援します。	介護福祉課
福祉講座・講演会の実施	保健福祉に関する講座・講演等を開催するとともに、市報等を通じて地域福祉の考え方やノーマライゼーション理念の普及に努めます。	福祉保健部各課 生涯学習課

② ボランティア活動等の支援

ボランティア等の育成や研修などを、社会福祉協議会*と連携して推進します。

事業名	内容	担当課
ボランティア・市民活動団体の育成支援	介護予防*・認知症*予防など、福祉活動に取り組むボランティアや市民活動団体等の活動を支援します。	介護福祉課 社会福祉協議会

③ 市民・福祉団体との連携

地域の自治会組織、各種福祉団体との連携を図り、地域の福祉活動や交流活動の支援などを継続的に取り組んでいきます。

事業名	内容	担当課
地域人材の育成	地域の福祉で活躍できる人材を発掘し、地域における様々な福祉課題を解決につなげる人材の育成に努めます。	介護福祉課
事業者との連携による見守り	地域から孤立しがちな高齢者が、安心して暮らせる地域社会の構築のために、日常的に高齢者と関わりのある民間事業者等と連携し、地域の高齢者の安否確認や見守りが必要な高齢者を早期に発見し、地域での見守りにつなげていきます。	介護福祉課

(2) 高齢者の見守り支援の充実

ひとりぐらし高齢者等の孤独感、不安感の軽減と安否確認を図ります。社会福祉協議会^{*}と連携し、民生委員^{*}、町会・自治会活動等、隣近所のつながりにより高齢者の安心・安全を確保する活動を支援します。

①専門のネットワーク

疾病をかかえる高齢者世帯の方に、緊急通報システム^{*}の貸与等により、万一の際に備え、安心して暮らし続けることができるよう努めます。

事業名	内 容	担当課
緊急通報システム [*] の貸与	65歳以上のひとりぐらし、または65歳以上のみ世帯（日中又は夜間のみ独居も可）で、慢性疾患などで常時注意が必要な方に対し、無線発報器等を貸与します。オートロックマンションへの対応や火災センサーの付帯利用、生活リズムセンサーの導入をしています。民間事業者の緊急通報を含めた種々の見守りサービスの情報収集を図り、一般利用についても有効な情報が提供できるよう努めます。	介護福祉課
火災安全システムの給付等	緊急通報システム [*] 貸与者で心身機能の低下や、居住環境等により、防火等の配慮が必要な方は、火災センサーの利用を通して東京消防庁に通報することもできます。また、電磁調理器の単品給付も行っています。	介護福祉課
高齢者地域福祉ネットワーク	高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らしていくため、民生委員 [*] が必要に応じ、高齢者の実態把握及び見守り・支援の協力体制をつくります。地域の相談役として市民と行政・関係機関との橋渡しをします。	介護福祉課
高齢者見守り支援事業の推進	上記の緊急通報システム [*] の貸与等の他、高齢者見守り支援事業（ひと声訪問、友愛活動等）として行っている事業について、ニーズ把握に努め、随時内容の見直しや検討を行い、推進を図ります。	介護福祉課

②地域のネットワーク

高齢者の方の孤独感や不安感の軽減及び安否確認のため、見守りサービスの提供及び見守り体制の確立に努めます。

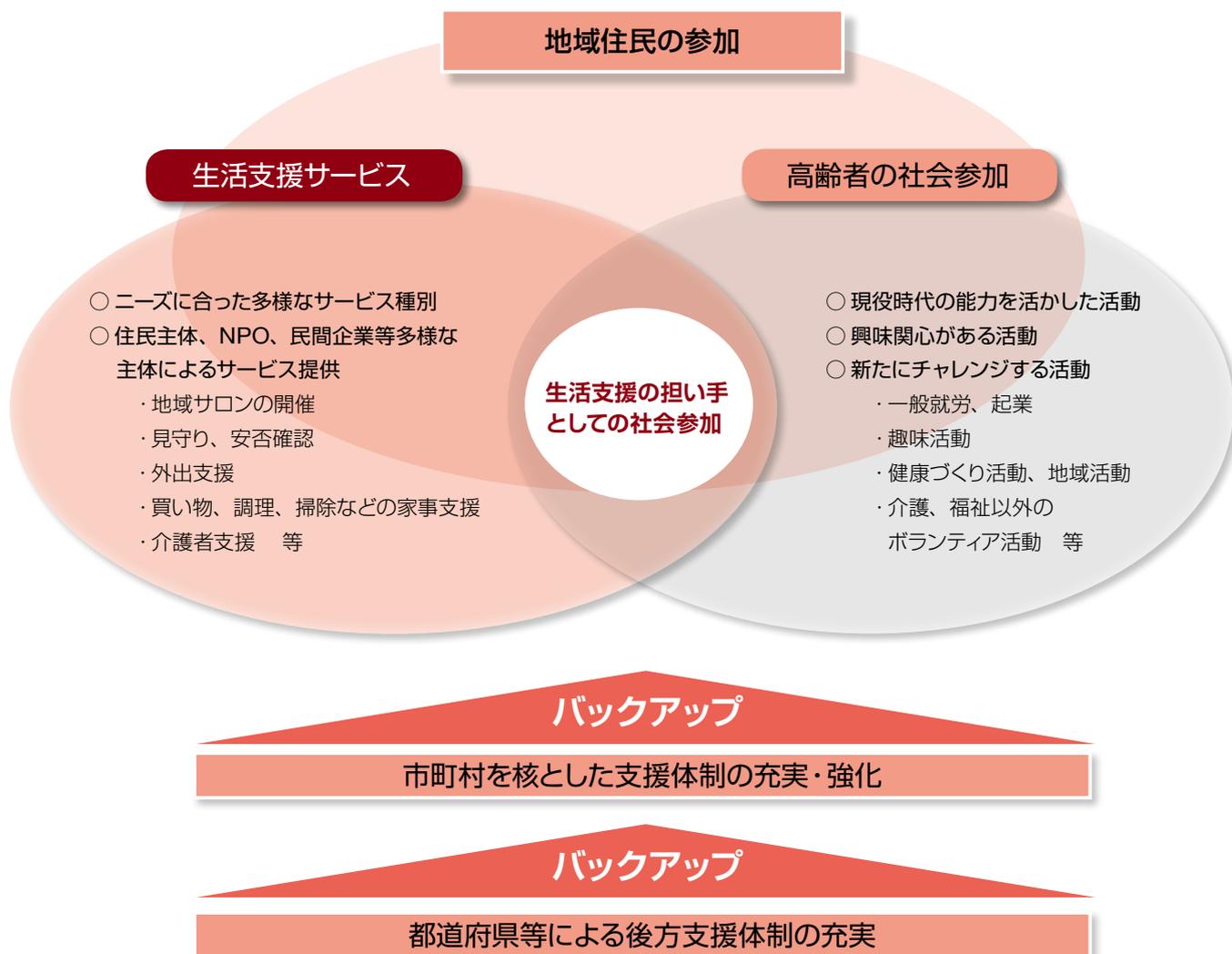
事業名	内 容	担当課
事業者との連携による見守り(再掲)	地域から孤立しがちな高齢者が、安心して暮らせる地域社会の構築のために、日常的に高齢者と関わりのある民間事業者等と連携し、地域の高齢者の安否確認や見守りが必要な高齢者を早期に発見し、地域での見守りにつなげていきます。	介護福祉課
地域支え合い活動の充実	高齢者や地域住民の社会参加による生活支援サービスなど、地域の支え合い活動の充実を図ります。 生活支援コーディネーター [*] を配置し、地域における資源開発やネットワークの構築に努めます。	介護福祉課
見守り支援の協力体制	認知症 [*] 高齢者の所在が不明になるなど緊急時に地域福祉関係者等が中心となって、地域で捜索に協力できる見守り支援の協力体制を検討します。引き続き、各関係機関との連携強化を図ります。	介護福祉課

図表 4-3-1 高齢者や地域住民の社会参加による生活支援サービスの展開

第3 生活支援・介護
予防サービスの充実

【参考】生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。
具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



資料:全国介護保険担当課長会議資料(平成26年7月28日)

(3) 権利擁護[※]の充実

高齢者を対象とした消費者被害を未然に防止するよう努めます。

また、判断力が低下した高齢者のために、財産の管理、福祉サービスの契約問題等について、法的な支援や保護に努めます。

高齢者の尊厳の保持にとって虐待を防止することは極めて重要であることから、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援に努めます。

① 権利擁護[※]事業の推進

ひとりぐらしや高齢者のみの世帯が増加する中で、財産を失ったり、債務を負ったりする被害が増加しています。高齢者の財産管理、福祉サービスの契約など、高齢者の権利が侵害されないような援護体制を整備します。

事業名	内容	担当課
消費者被害の防止	警察を中心に介護サービス事業者や消費生活相談室等の関係団体と協力して情報を共有し、消費者被害の未然防止に努めます。	介護福祉課 経済課
権利擁護センター（ふくしネットこがねい）との連携協力体制の整備	認知症 [※] や物忘れのある高齢者、要介護の方などに対し、権利擁護 [※] を図るため、福祉サービスの利用相談及び援助、成年後見制度 [※] の利用相談等を総合的・一体的に実施する権利擁護センターとの連携協力体制を強化し、きめ細かい対応ができる体制を構築します。	地域福祉課 関係各課
福祉サービス苦情調整委員制度の周知	福祉サービスに対する市民の苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上を目指すことを目的として設置された福祉オンブズマン制度について、市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを作成し、市内各施設に配置し制度周知を図ります。	地域福祉課
成年後見制度 [※] の利用促進と事業の充実	認知症 [※] の方など判断能力に不安のある方の権利や財産を守るため、財産管理や悪徳商法の被害防止などを行う成年後見制度 [※] の利用を促進します。 より事業を充実させるため、相談体制の拡充を図ります。	地域福祉課
市民後見人の育成	地域の住民が本人に代わって財産管理や契約などを行う市民後見人の育成を進めます。	地域福祉課

②高齢者虐待防止対策の推進

虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護等を実施できるように、市、関係機関、民間団体等が連携し対応します。

事業名	内 容	担当課
高齢者虐待の防止	<p>虐待を受けた高齢者の適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため、地域包括支援センター[*]、権利擁護センター、病院、保健所、その他関係機関及び民間団体等と連携し、迅速な対応ができる体制を整備します。</p> <p>また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止に努め、発生時に迅速に対応します。</p>	介護福祉課
高齢者虐待の対策（高齢者虐待防止ネットワーク及び高齢者虐待予防・対策マニュアル）	<p>養護者による高齢者虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、重層的な3つのネットワークを構築し、高齢者虐待の防止から、個別支援にいたる各段階において、関連機関、団体等と連携、協議し、虐待の恐れのある、または実際に虐待のあるケースについて、多面的な支援を行います。</p> <p>「小金井市高齢者虐待対応マニュアル」の関係機関に対する周知を図ります。</p> <p>市民に対しても市報等により、高齢者の虐待についての啓発や虐待対応窓口の周知を図ります。</p> <p>緊急時の保護について医療対応できる施設と連携します。</p>	介護福祉課

(4) 避難行動要支援者*支援の充実

緊急時避難支援体制には、地域の支え合いによる避難行動要支援者*支援が重要です。災害時に高齢者が安全に避難し、災害復旧まで安心して暮らせるように、避難行動要支援者*の現状把握を行い、万一の場合に備えた災害時援護の体制を整備します。

①災害時の支援体制

災害時に高齢者などが安全に避難し、災害復旧まで安心して暮らせるような体制を日頃から整えておくことが必要です。避難行動要支援者*の現状把握をしっかりと行い、万一の場合の体制を整備します。

事業名	内容	担当課
避難行動要支援者*支援体制の充実	<p>民生委員*の訪問で支援を申し出た方や、要介護3以上の方などのリストを作成し、消防署や民生委員*と避難行動要支援者*の情報を共有します。</p> <p>また、関係各課が連携をとり、避難行動要支援者*に対する支援体制を整備します。今後は地域全体での情報共有を目指します。</p>	福祉保健部各課 地域安全課
家具転倒防止器具等取付	<p>65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方に、タンス、本棚、食器棚、その他家具及びガラスに器具等を取り付け、災害時の防災・減災対策を支援します。</p>	介護福祉課

4 介護保険事業の推進

2025年度に向けた地域包括ケアシステム^{*}の構築と介護保険制度の持続可能性の確保をめざし、介護保険事業の円滑な運営と推進を図ります。

(1) 基本的な考え方

地域包括ケアシステム^{*}の構築に向けて、制度改正の趣旨を踏まえ小金井市では、次の基本的な考え方のもとで、目標や方向性を明らかにし、また、地域支援事業^{*}の新たな仕組みをつくることとあわせ、着実な運営ができるよう、機能の強化を図ります。

① 地域包括ケアシステム^{*}の構築

「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年度（2025年度）に向けて、できる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム^{*}」の構築が求められています。

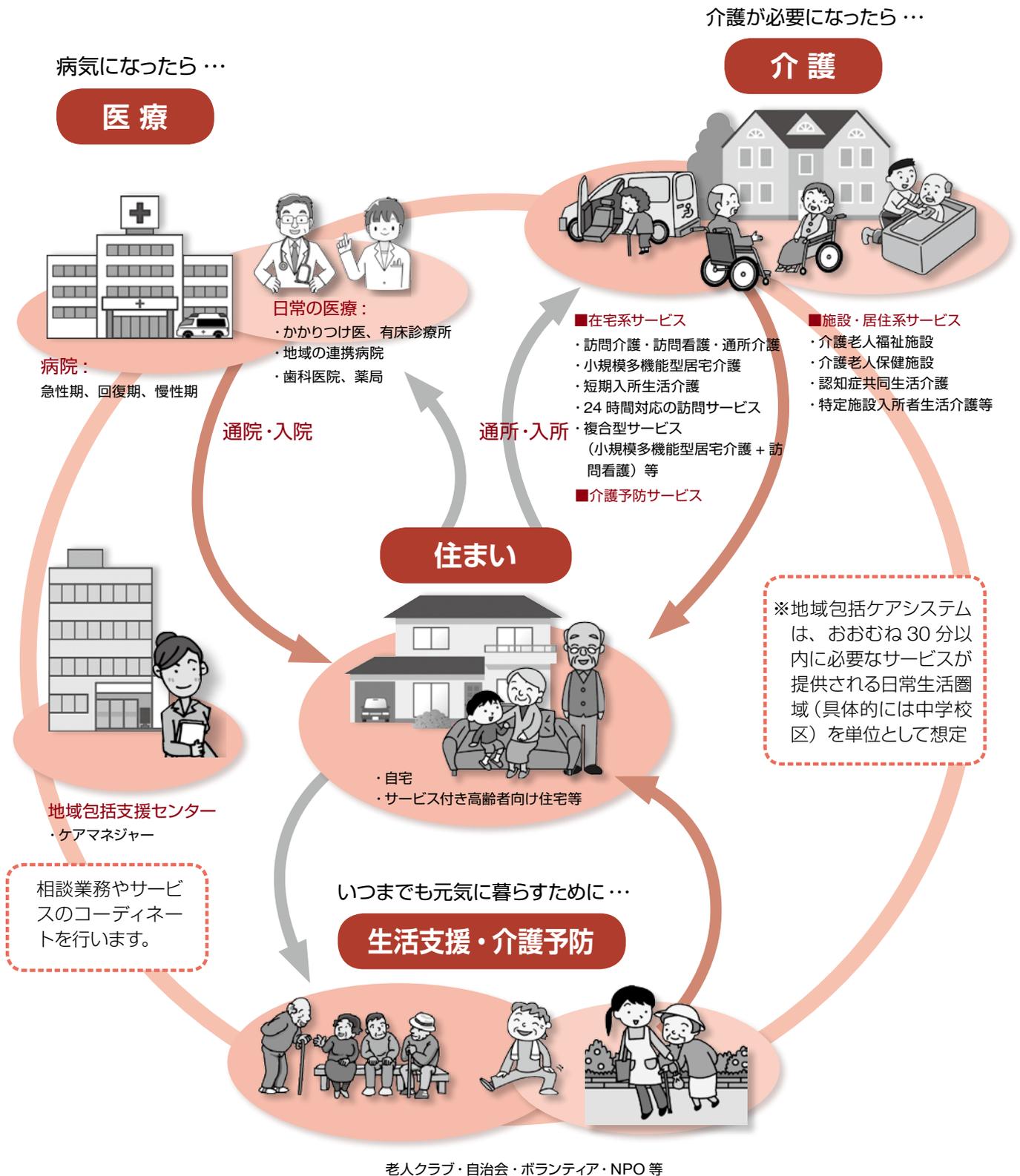
小金井市の高齢化率^{*}は全国平均よりも低く、平成37年度まで緩やかな上昇率に留まるものの、高齢者に占める後期高齢者の割合は高くなっていくことから、要介護・要支援認定者の増加も見込まれます。また、小金井市は要介護・要支援認定者に占める要支援者の割合が高くなっています。そのため、今後需要の高まる介護サービスの充実を図ると共に、要支援者の方々が重度化しないような介護予防^{*}の充実を図る必要があります。

小金井市では、介護保険制度創設以降着実な制度運営に努めるとともに、平成18年度から設置された地域包括支援センター^{*}を中心として、日常生活圏域^{*}ごとの相談支援体制のもとで、地域包括ケアシステム^{*}の構築を目指してきました。

認知症^{*}対応型のグループホームやデイサービス事業所の整備、医療連携などの認知症^{*}への支援を推進し、また、活発な地域活動を背景に、小金井さくら体操^{*}などの介護予防^{*}に力点を置いており、住み慣れたまちで暮らし続けるための仕組みづくりに力を入れてきました。

小金井市では引き続きこれらの事業を推進し、さらに介護予防^{*}の総合的推進、サービス基盤の整備、在宅医療・介護の連携、認知症^{*}施策等を総合的に展開し、一人ひとりの高齢者が豊かな生活を送ることができるよう、自助・互助・共助・公助による地域包括ケアシステム^{*}の構築を進めます。

図表4-4-1 地域包括ケアシステム*の姿



事業名	内 容
地域ケア会議の推進	<p>各地域包括支援センター*が中心となり、担当圏域地区内の高齢者の実態やニーズを把握し、保健・医療・福祉の連携による介護予防*・生活支援、介護サービスの提供のための担当地域ケア会議を進めます。</p> <p>また、市全体で課題の共有を図り、地域づくり・資源開発を行い、それらのプロセスを通して政策形成を図るための小金井市地域ケア会議を推進します。</p>
介護保険サービスの充実	<p>高齢者、認定者数の増加に対応できるよう、市民のニーズに沿った居宅サービスや施設サービスの充実を進めます。また、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために、地域密着型サービス*の基盤整備を行います。</p>
認知症*の相談・支援体制の充実(再掲)	<p>認知症*の人とその家族を支援するため、認知症*に関する相談窓口の周知を図ります。</p> <p>認知症*の早期診断・早期対応のため、地域包括支援センター*に配置する「認知症地域支援推進員*」を中心に、認知症疾患医療センター*及び地域の医療機関と連携します。医療・介護の連携を円滑に進めるにあたっては、情報共有のための「小金井もの忘れ相談シート」の活用を推進します。</p> <p>また、市民や関係機関への周知、ボランティアの養成を行い、介護者を含めた支援についても検討します。</p> <p>認知症*の状態に応じ、適切なサービスの流れを明らかにした「認知症ケアパス*」を作成します。</p>
関係機関相互の連携の仕組みづくり(再掲)	<p>医療と介護のサービスが包括的かつ継続的に提供されるために、医療機関、薬局、地域包括支援センター*、介護サービス事業所などの関係機関の連携の仕組みづくりを行います。</p> <p>また、連携会議の中で、研修や情報共有を行い、顔の見える関係づくりを支援します。</p>
高齢者の新たな住まいと住まい方の検討(再掲)	<p>高齢社会の進展とあわせニーズが高まる高齢者の新たな住まいと住まい方について、サービス付き高齢者住宅*等も含めて検討を進めます。</p>

②介護保険事業の推進

今後、高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者と介護給付費の増加が予想されています。

また、介護保険制度改正により、一定以上所得者の利用者負担の見直しや予防訪問介護・予防通所介護の地域支援事業^{*}への移行などの大幅な見直しが決まっています。今後こうした状況に対応し、円滑な制度運営を進めるために、これまでの事業方針をふまえ、地域づくりや地域密着型サービス^{*}の充実等必要な支援策を講じながら、市民の理解と信頼を得られるような制度運営と事業の推進に努めます。

事業名	内容
介護保険サービスの利用支援(再掲)	<p>介護サービスを必要とする方が、必要なサービスを利用できるよう、本人やその家族に対する情報提供・相談支援を充実します。</p> <p>引き続き、制度改正に則した介護保険パンフレットの配布、また新規認定者や窓口配布のための「介護サービス利用ガイドブック」の作成、ホームページの充実などを行い、制度の理解を深めるため情報提供に努めます。</p>
サービスの質の向上	<p>助言やケアプラン[*]の支援、事例検討などを通してケアマネジャー[*]への支援を行います。法令順守管理の義務づけや立入調査実施など保険者として、事業者の指導監督を行います。</p> <p>最新の介護保険情報が適切に事業者に伝わるよう、制度改正等に関する情報提供を行い、サービスの質の向上確保を図ります。</p>
低所得者への配慮	<p>所得の低い方への利用料の軽減として、「訪問介護等利用者負担助成事業」などを行います。介護保険料についても低所得者に対し一定の配慮を行います。</p>
給付の適正化事業	<p>適切なサービスの確保と費用の効率化を図るため、給付の適正化事業を実施します。</p> <p>介護給付費の通知、福祉用具販売・住宅改修に係る利用者訪問調査を行っています。また、国民健康保険連合会(国保連)の給付適正化システム[*]の活用により、医療情報との調整、誤請求及び不正請求等を確認し、状況に応じて事業所の指導に取組みます。今後は、ケアプラン[*]チェックについても充実していきます。</p>

事業名	内 容
要介護認定適正化事業	<p>要介護認定の適正化を目的に、引き続き認定調査結果の点検を実施します。認定調査員には、認定調査項目の定義について理解を深めるための研修や電子教材（eラーニングシステム）を活用します。また、認定審査会委員には、審査判定の手順を確認するための事例検討や模擬審査及び業務分析データを取入れた研修を開催し、合議体の平準化を図ります。</p>
利用者及び介護者の支援	<p>利用者及び介護者のみならず、一般高齢者に対しても、介護保険制度を正しく理解していただくような情報提供を行うとともに、地域で高齢者やその家族に対し総合的な相談・支援を行う窓口である地域包括支援センター[*]の周知を図ります。</p> <p>安心して介護サービスを使っていただくために、事業者の情報を介護サービス情報公表制度や福祉サービス第三者評価[*]の評価結果などで公開しています。</p> <p>さらに、介護サービスに対する不満、苦情などを受け付ける仕組みとして、市介護福祉課、地域包括支援センター[*]、東京都国民健康保険団体連合会などがあります。利用者や介護者のさまざまな要望や意見を通してサービス利用の課題につなげられるよう、苦情の分析を行いながら、サービスの質の向上につなげます。</p> <p>引き続き制度の普及啓発等に努め、介護保険制度がより使いやすいものとなるよう努めます。</p>

③地域支援事業^{*}の見直し

第6期の介護保険制度改正では、地域支援事業^{*}の見直しが行われます。

「介護予防^{*}事業」は、「介護予防・日常生活支援総合事業^{*}」（以下「総合事業^{*}」）となり、平成29年4月までにすべての市町村で実施することとなりました。

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応した、介護予防^{*}・生活支援サービスを提供していくもので、現行の予防給付相当のサービスや、緩和した基準によるサービス、住民主体による支援などが考えられています。小金井市では平成28年度中に総合事業^{*}を実施します。

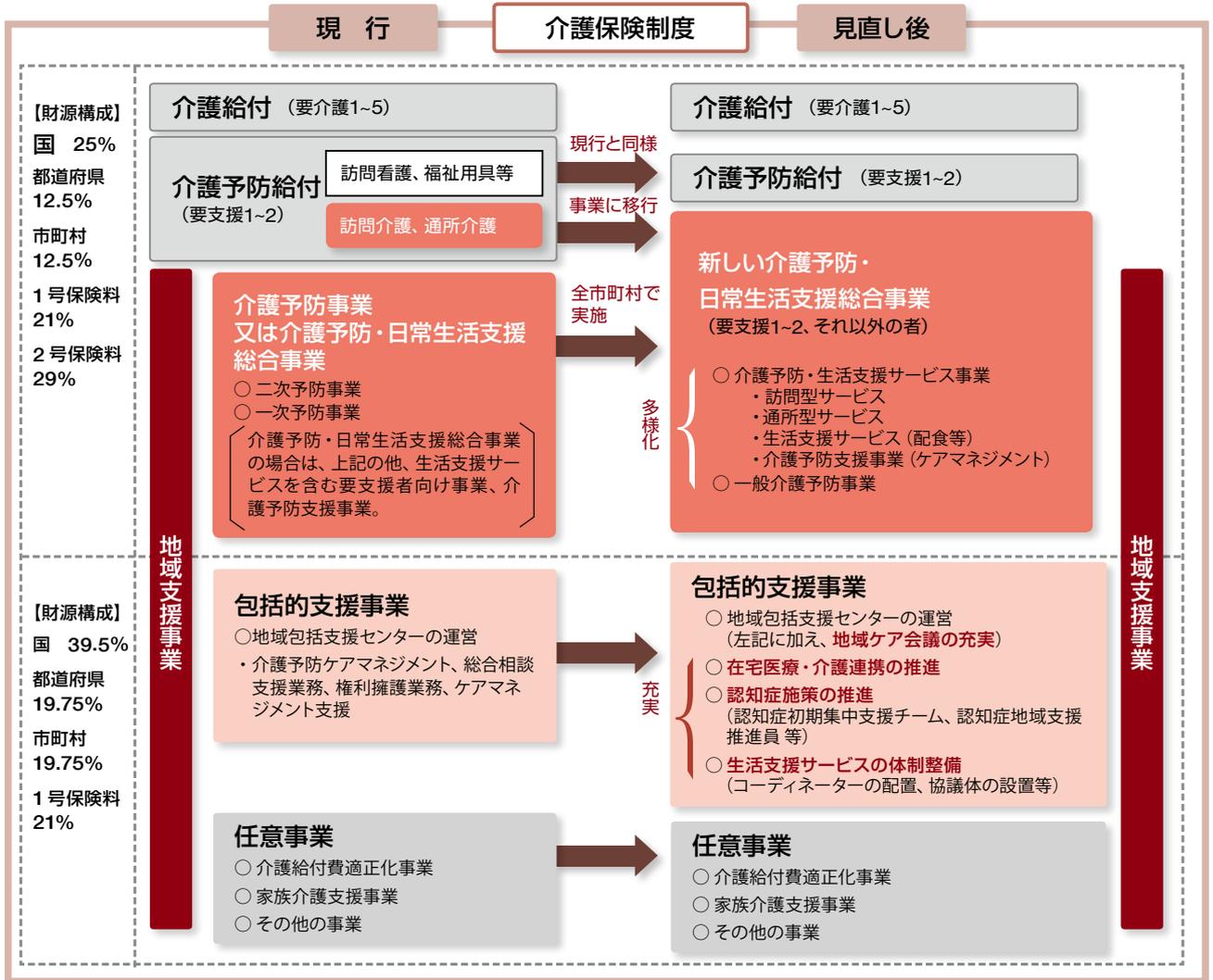
また、「包括的支援事業^{*}」は、地域包括支援センター^{*}の運営に加えて、地域包括ケアシステム^{*}の基盤にあたる多様な事業が盛り込まれ、地域ケア会議、在宅医療・介護連携、認知症^{*}施策の推進、生活支援サービスの体制整備を行います。

「任意事業」については、引き続き、家族介護教室事業、家族介護継続支援事業を推進します。

地域支援事業^{*}は、事業費がこれまで事業計画に定める総給付費の3%を上限として実施してきましたが、第6期以降は、地域支援事業^{*}全体の上限は設定せず、「総合事業^{*}」

「包括的支援事業^{*}・任意事業」二つの区分で上限管理を行うこととなっています。高齢者のニーズに対応しつつ、効率的な支援を提供することが求められていることから、今後、より着実な制度運営を進めていくことが重要となっています。

図表 4-4-2 新しい地域支援事業*の全体像



資料:全国介護保険担当課長会議資料(平成26年7月28日)

事業名	内容
介護予防・日常生活支援総合事業*	<p>■介護予防・生活支援サービスの実施</p> <p>これまでの介護予防給付による訪問介護・通所介護にかわり、住民主体の支援等も含めた訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスを実施します。また、地域包括支援センター*が要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプラン*を作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス ・介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント*) <p>■一般介護予防事業</p> <p>これまでの介護予防*事業をふまえ、住民運営による高齢者の通いの場を拡大していくような地域づくりを推進します。</p> <p>また、地域において自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。</p>

事業名	内容
包括的支援事業*	<p>■地域包括支援センター*の運営・充実</p> <p>高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るため、地域ケア会議を開催します。個別事例の検討を行うことを通じて高齢者個人の生活課題の背景にある要因を探り、自立支援に資するケアマネジメント*支援を行います。また、地域の課題や支援策を明らかにし、多職種協働*による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発等に取り組めます。</p> <p>■在宅医療・介護連携の推進</p> <p>医師会等と連携しながら次の事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握 (イ) 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議 (ウ) 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等 (エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援 (オ) 在宅医療・介護関係者の研修 (カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築 (キ) 地域住民への普及啓発 (ク) 二次医療圏内・関係市町村の連携 <p>■認知症*施策の推進</p> <p>認知症*高齢者を地域で支えるために次のような事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 認知症初期集中支援チームの設置 (イ) 認知症地域支援推進員*の設置 (ウ) 認知症ケア向上推進事業 (エ) 若年性認知症施策 (オ) 認知症サポーター*の養成講座の開催 <p>■生活支援サービスの体制整備</p> <p>多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 生活支援コーディネーター*の配置 (イ) 協議体の設立
任意事業	<p>■家族介護教室事業</p> <p>要介護高齢者を介護する家族等に対し、介護方法や介護予防*、介護者の健康づくり等について知識・技術を習得していただくための教室を開催します。</p> <p>■家族介護継続支援事業</p> <p>認知症*高齢者を介護する家族の方に対し、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。引き続き介護者であれば参加ができる内容の検討や、土曜日の開催等就労者に配慮した取り組みを行います。</p> <p>■認知症*高齢者家族やすらぎ支援事業</p> <p>軽度の認知症状がある高齢者に、ボランティアが訪問し話し相手等を行います。</p>

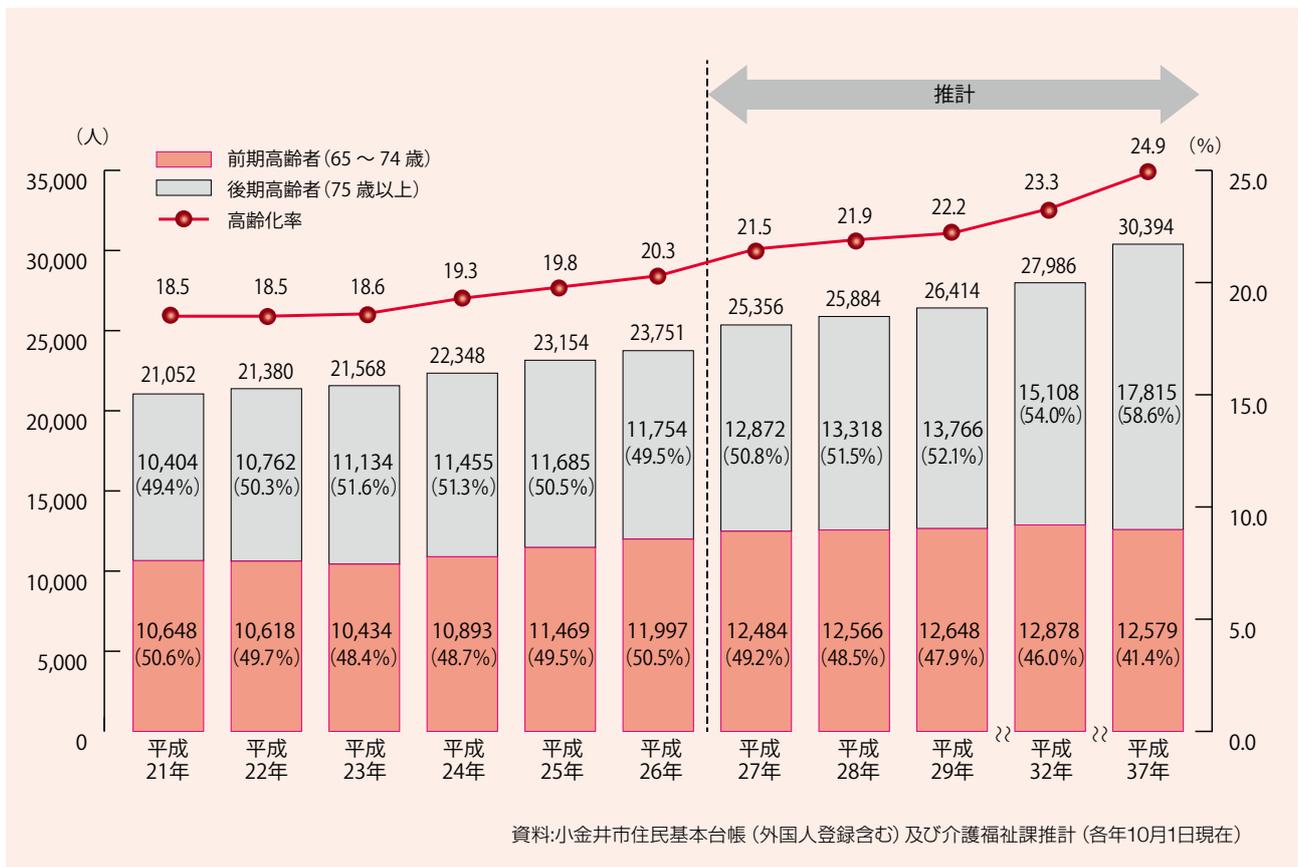
(2) 介護保険サービスの見込量

① 推計の内容

ア 高齢者人口の推移

高齢者人口は着実に増加しています。今後、高齢化率*が上昇していくとともに後期高齢者（75歳以上）の人口も増加していく見込みとなります。

図表 4-4-3 高齢者人口の推移

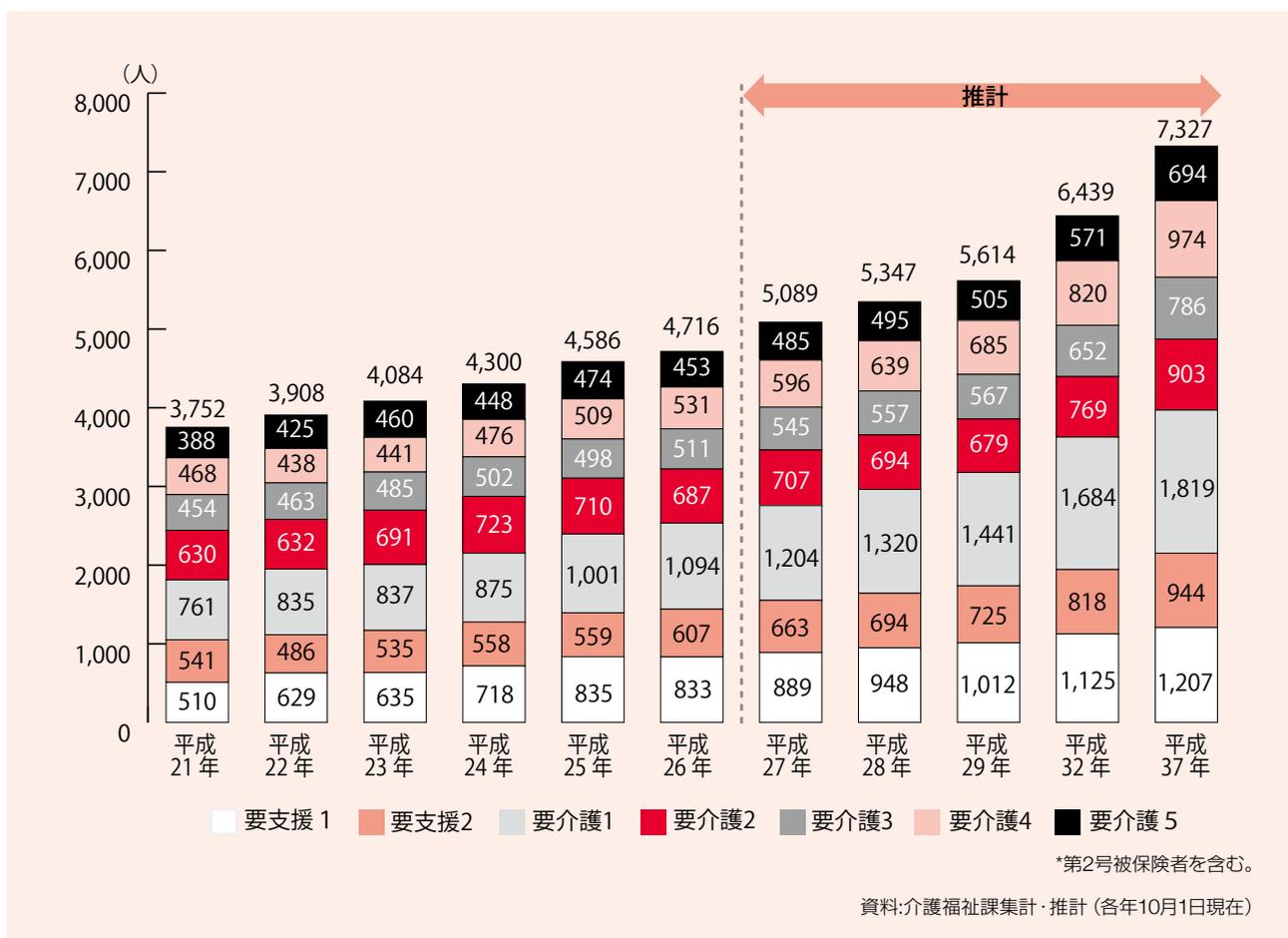


イ 要介護・要支援認定者数の推移

認定者数は平成21年から平成26年にかけて一貫して増加しており、5年で25.7%の増加となっています。

今後も高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者数も増加し続ける予測となり、平成29年には5,614人で平成26年から約19.0%の増加が見込まれます。

図表4-4-4 要介護・要支援認定者数の推移



ウ 居宅サービス(介護給付)の推計

■居宅サービスの現況

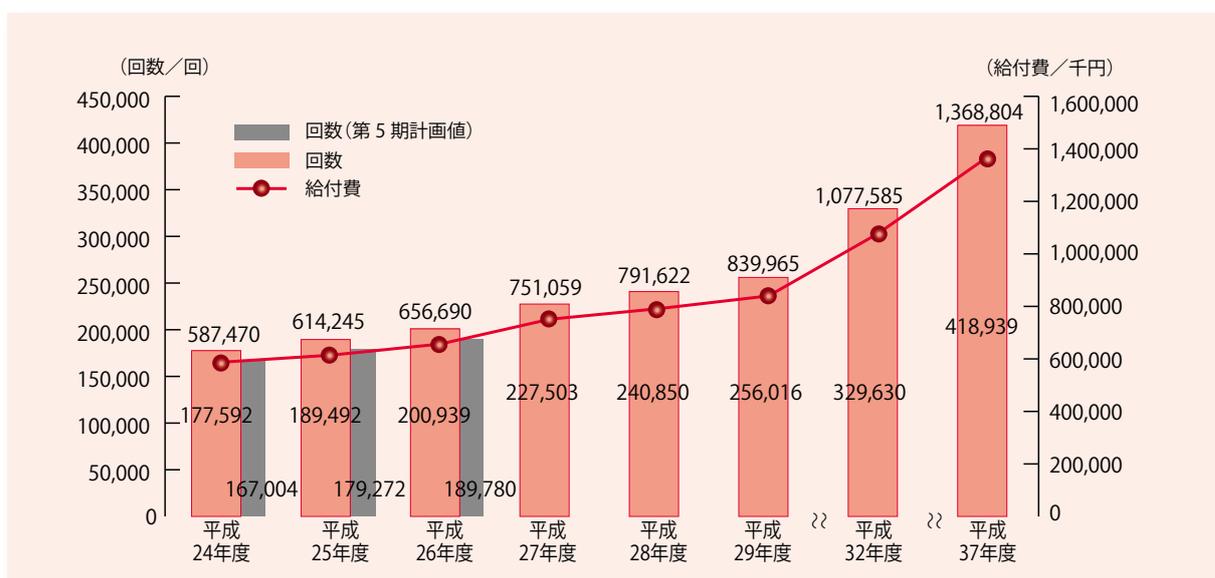
居宅サービスの利用状況は、全般的に回数・人数と給付費ともに増加傾向にあります。居宅介護支援は見込み通りでしたが、訪問看護や居宅療養管理指導などの医療系サービスは計画値をやや上回る利用実績となっています。

■居宅サービス見込量の考え方

平成24年度から平成25年度までの実績の伸び及び平成26年度の見込みを考慮し、各サービスの利用量、給付費を見込みます。

制度改正により平成28年度から小規模の通所介護が地域密着型サービス*へ移行します。

①訪問介護



②訪問入浴介護



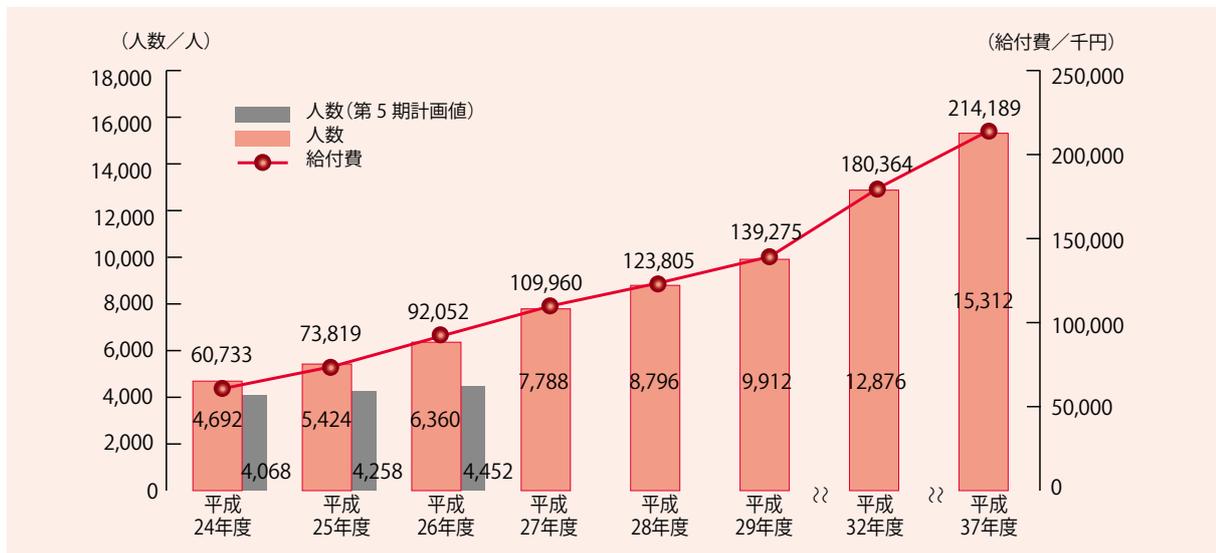
③訪問看護



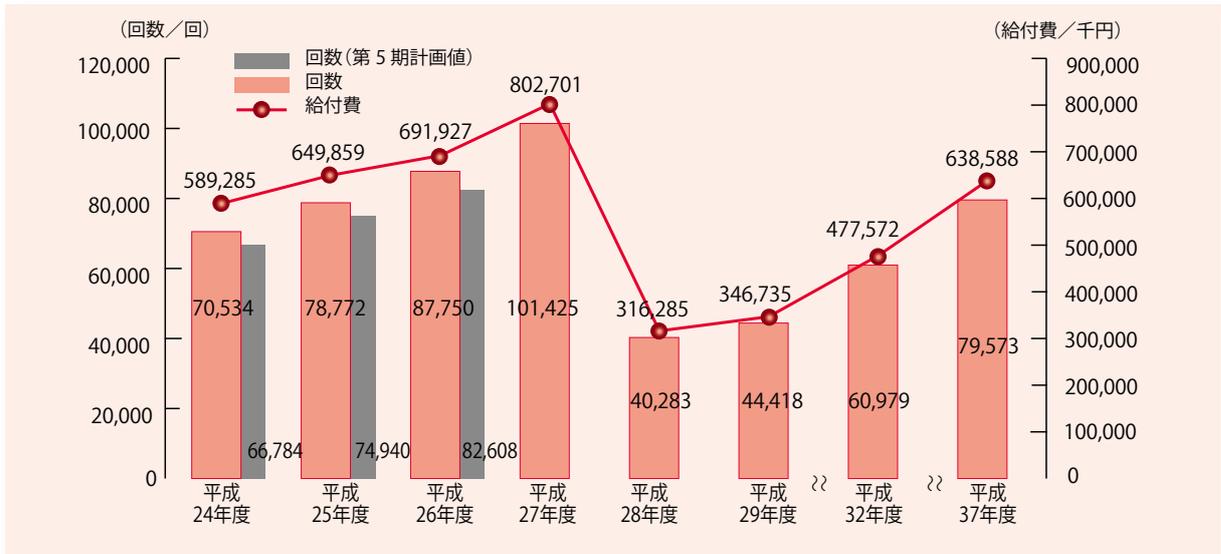
④訪問リハビリテーション



⑤居宅療養管理指導

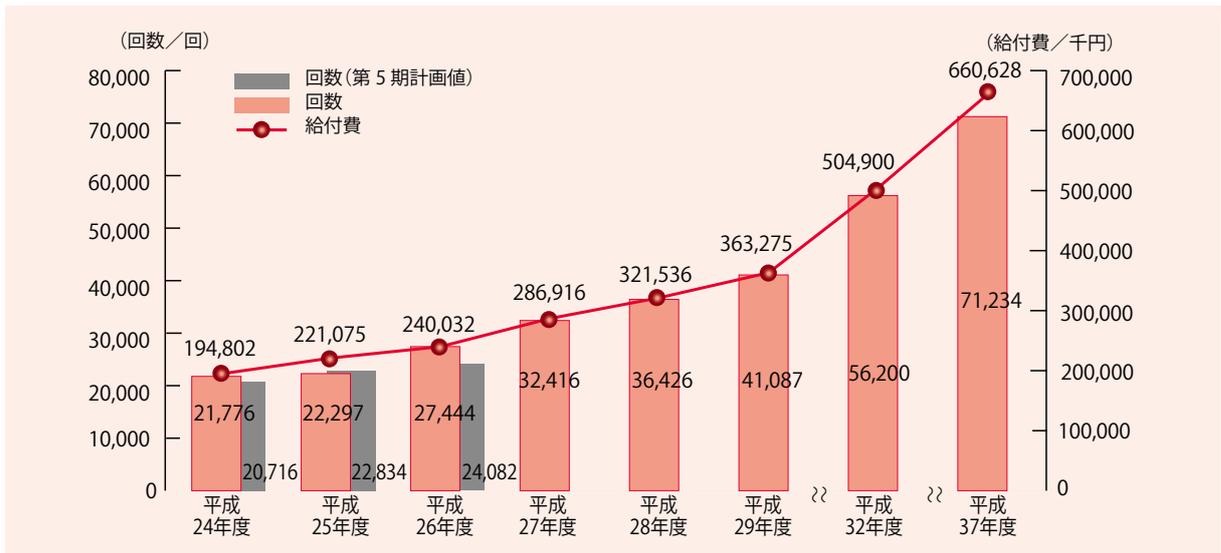


⑥通所介護

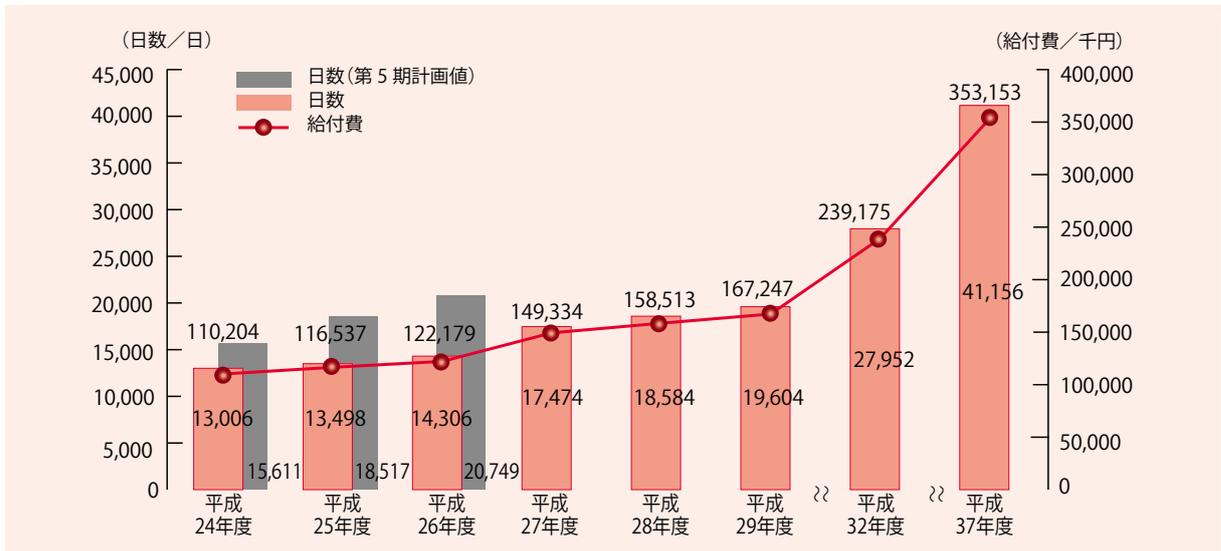


⑦通所リハビリテーション

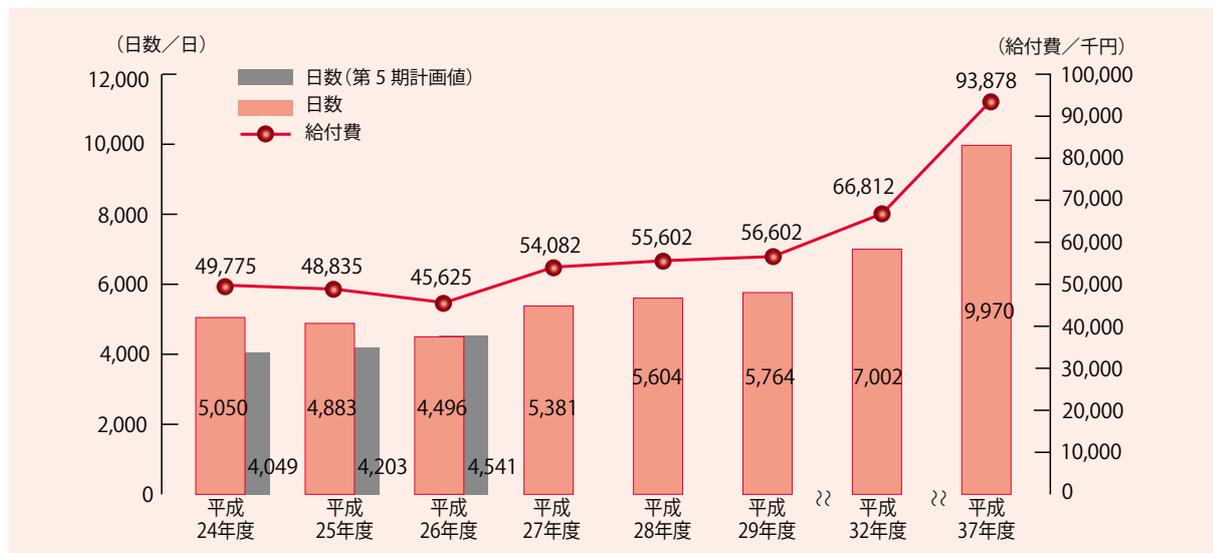
※平成28年度より小規模な通所介護が地域密着型サービス*へ移行



⑧短期入所生活介護



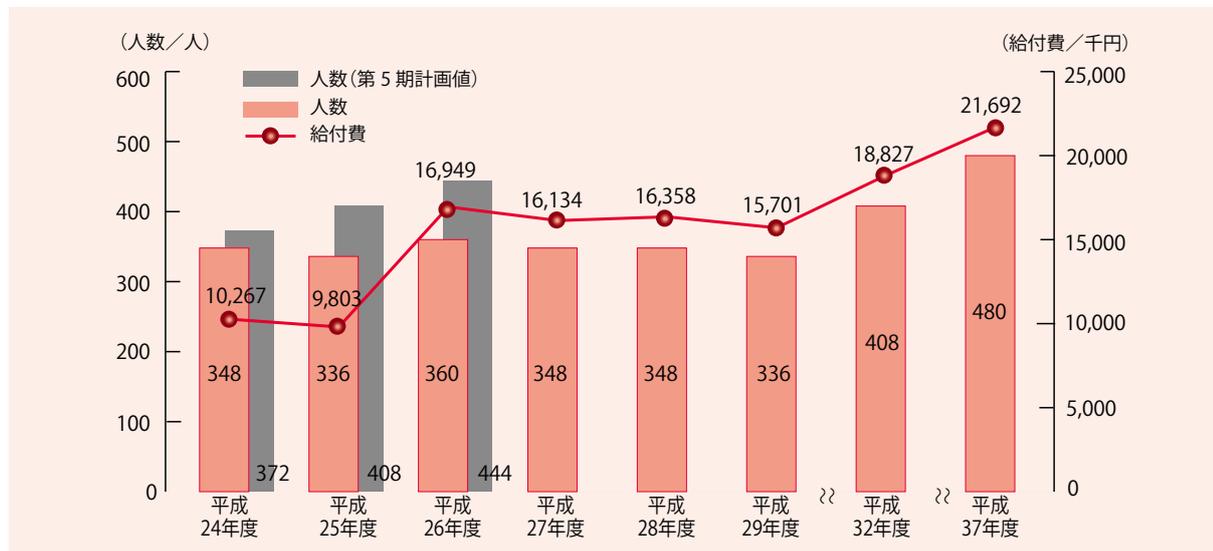
⑨短期入所療養介護



⑩福祉用具貸与



⑪特定福祉用具販売



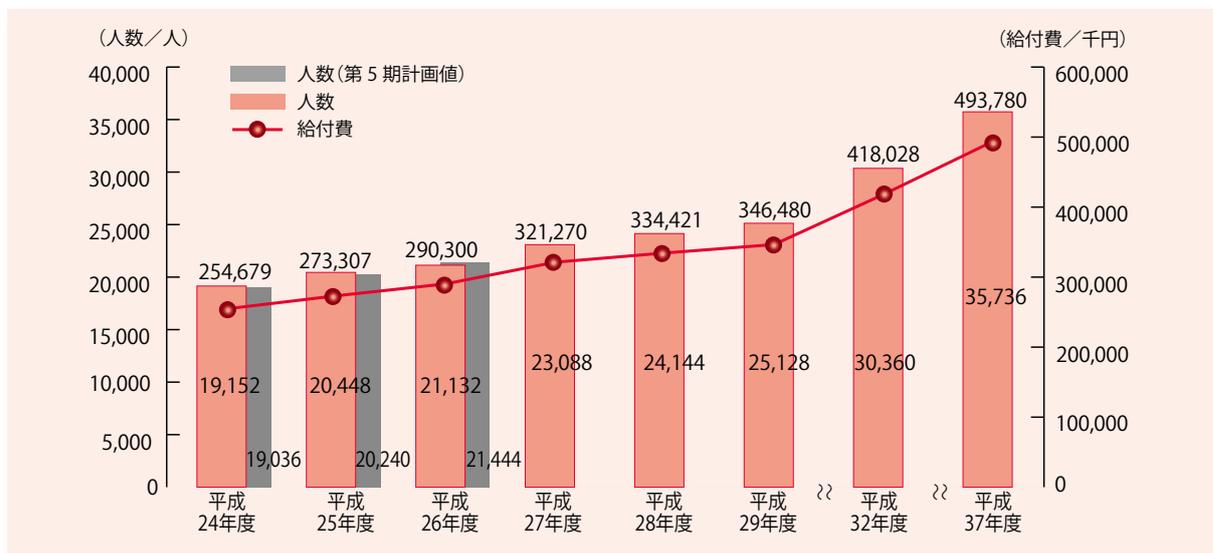
⑫住宅改修



⑬特定施設入居者生活介護



⑭居宅介護支援



エ 介護予防^{*}サービスの推計

■介護予防^{*}サービスの現況

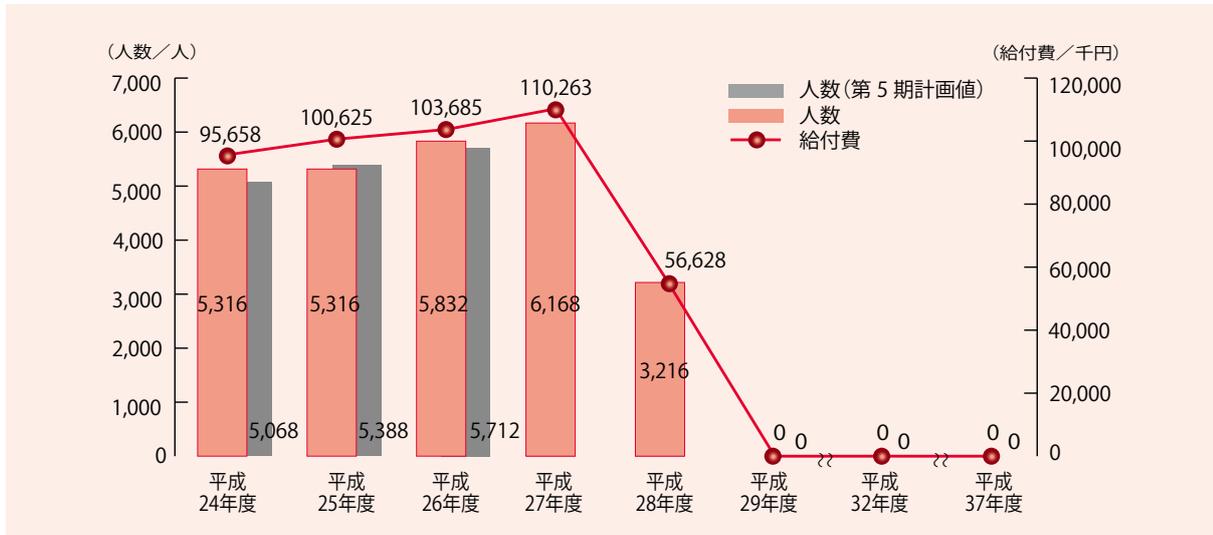
介護予防^{*}の居宅サービスの利用状況は、全般的に回数・人数と給付費が増加する傾向にあります。介護予防通所介護は計画値を上回りましたが、介護予防訪問入浴介護の実績はなく、また介護予防短期入所生活介護や介護予防福祉用具貸与も計画値を下回る利用実績となっています。

■介護予防^{*}サービス見込量の考え方

平成24年度から平成25年度までの実績の伸び率及び平成26年度の見込みを考慮するとともに、高齢者の増加に伴い介護予防^{*}の必要性が高まることが予想されるため、利用の一層の増加を見込みます。

制度改正により、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援の一部が平成28年度中に地域支援事業^{*}へ移行します。そのため、平成28年度以降は、地域支援事業^{*}への移行を見込み推計します。

①介護予防訪問介護

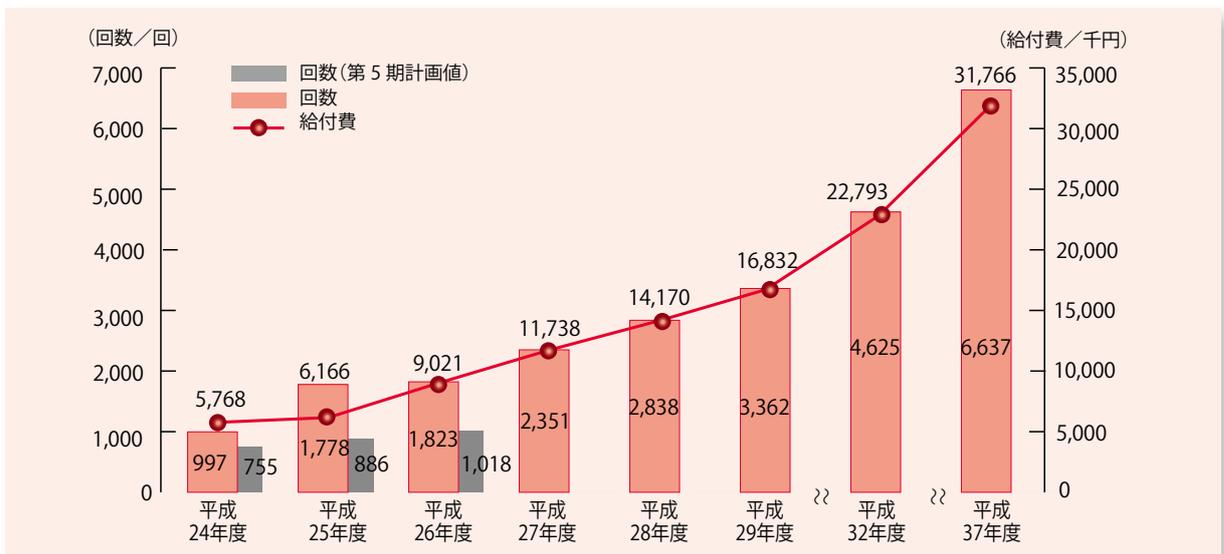


※平成28年度以降は地域支援事業^{*}への移行を見込み推計

②介護予防訪問入浴介護



③介護予防訪問看護



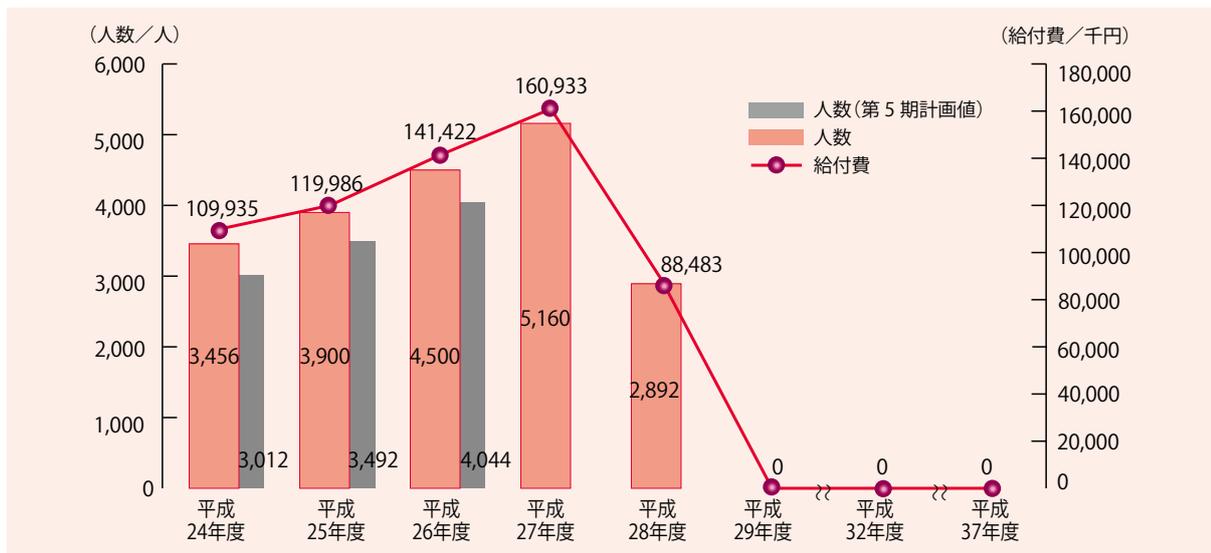
④介護予防訪問リハビリテーション



⑤介護予防居宅療養管理指導



⑥介護予防通所介護

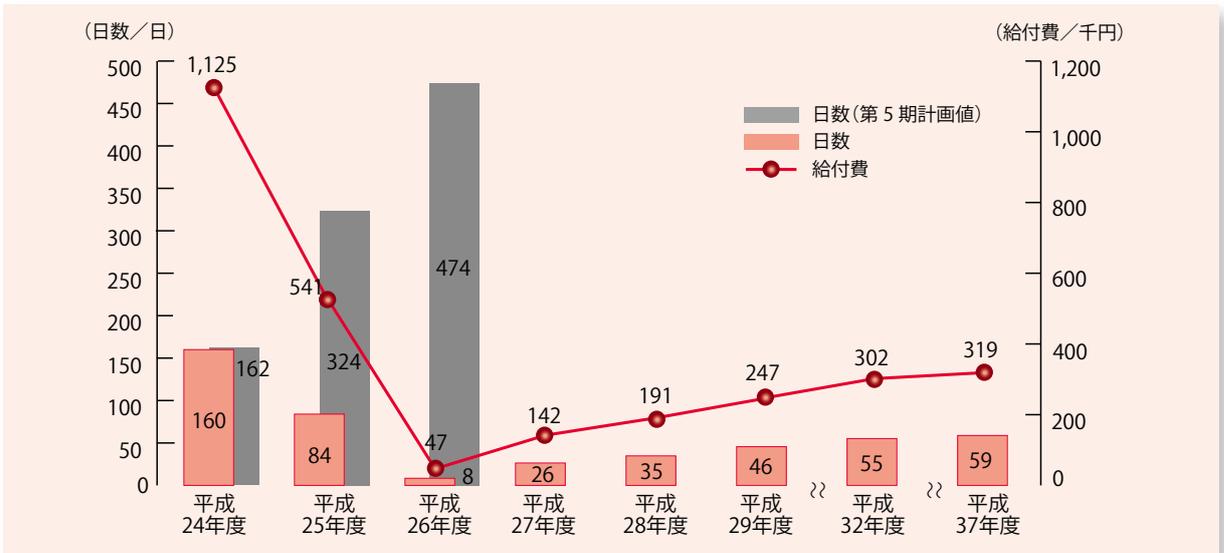


⑦介護予防通所リハビリテーション

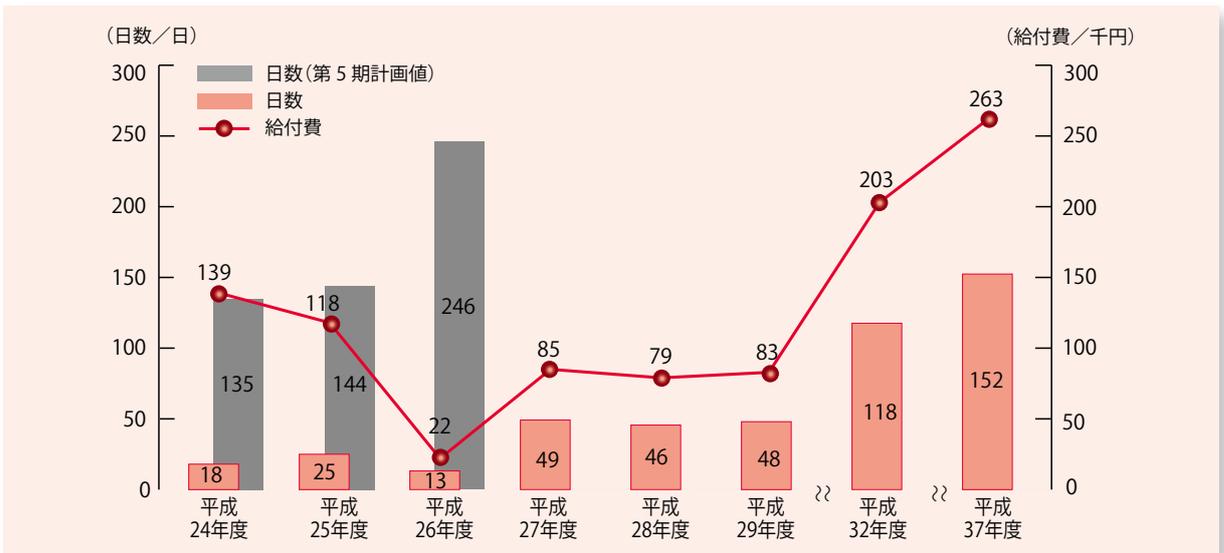
※平成28年度以降は地域支援事業*への移行を見込み推計



⑧介護予防短期入所生活介護



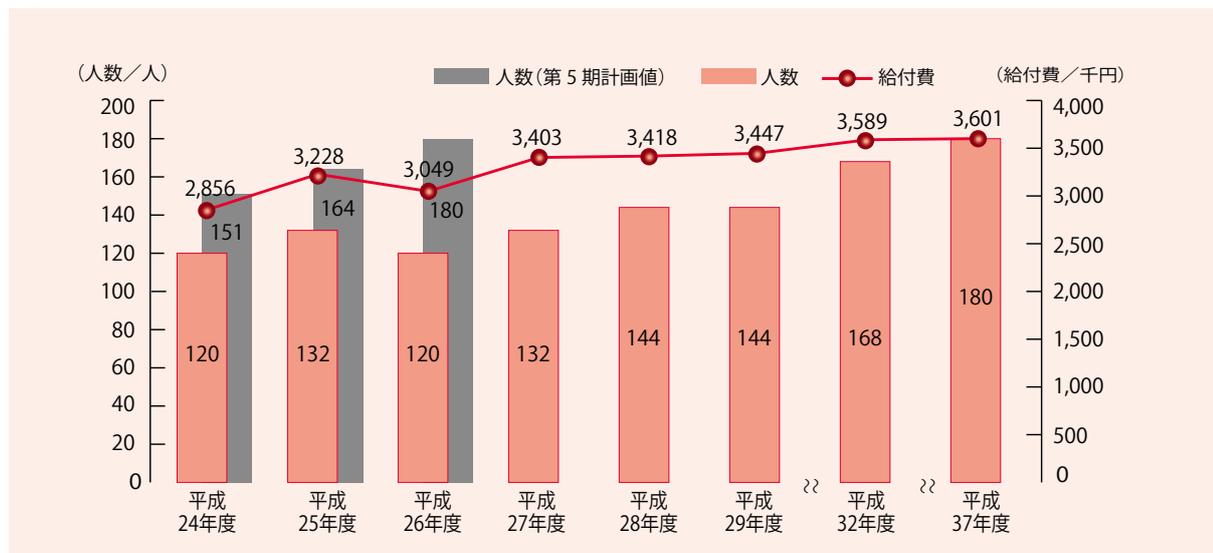
⑨介護予防短期入所療養介護



⑩介護予防福祉用具貸与



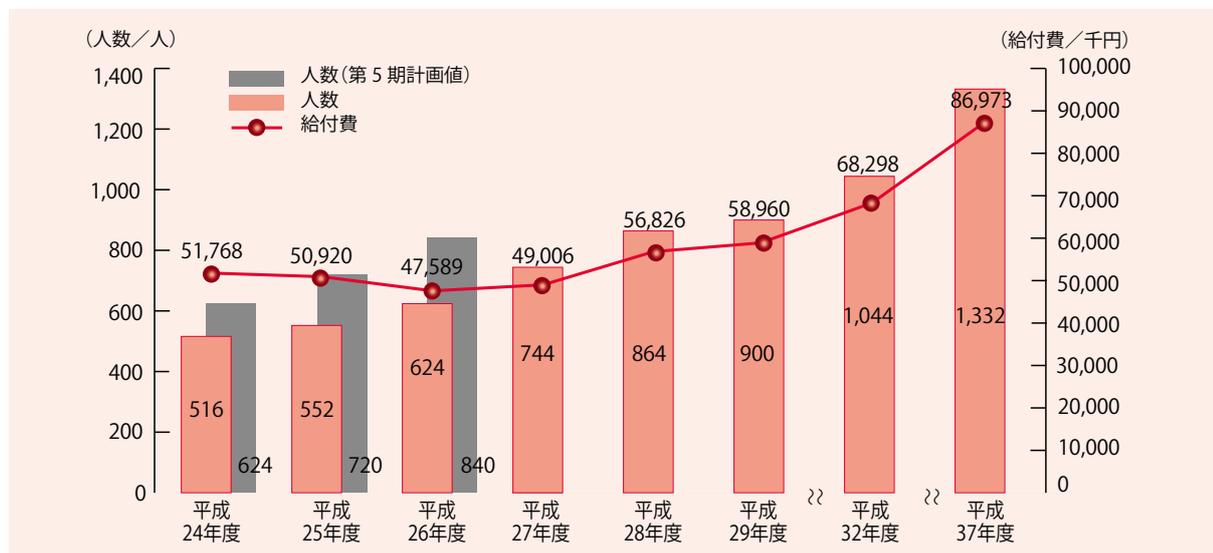
⑪介護予防特定福祉用具販売



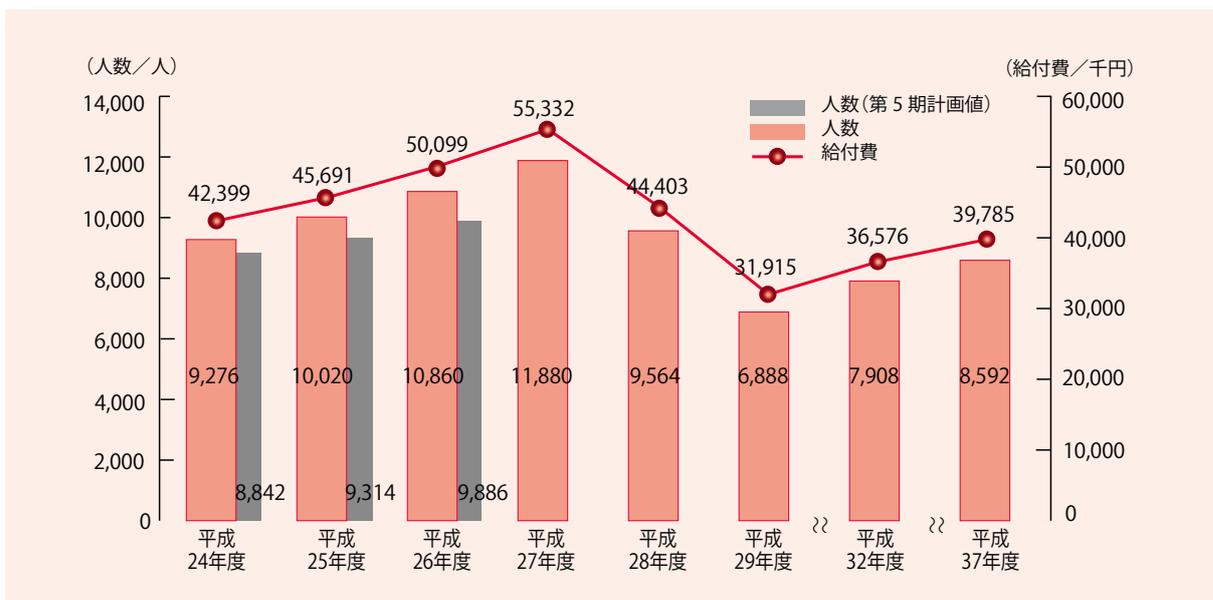
⑫介護予防住宅改修



⑬介護予防特定施設入居者生活介護



⑭介護予防支援



※平成28年度以降一部が地域支援事業[※]への移行を見込み推計

オ 地域密着型サービス[※]の推計

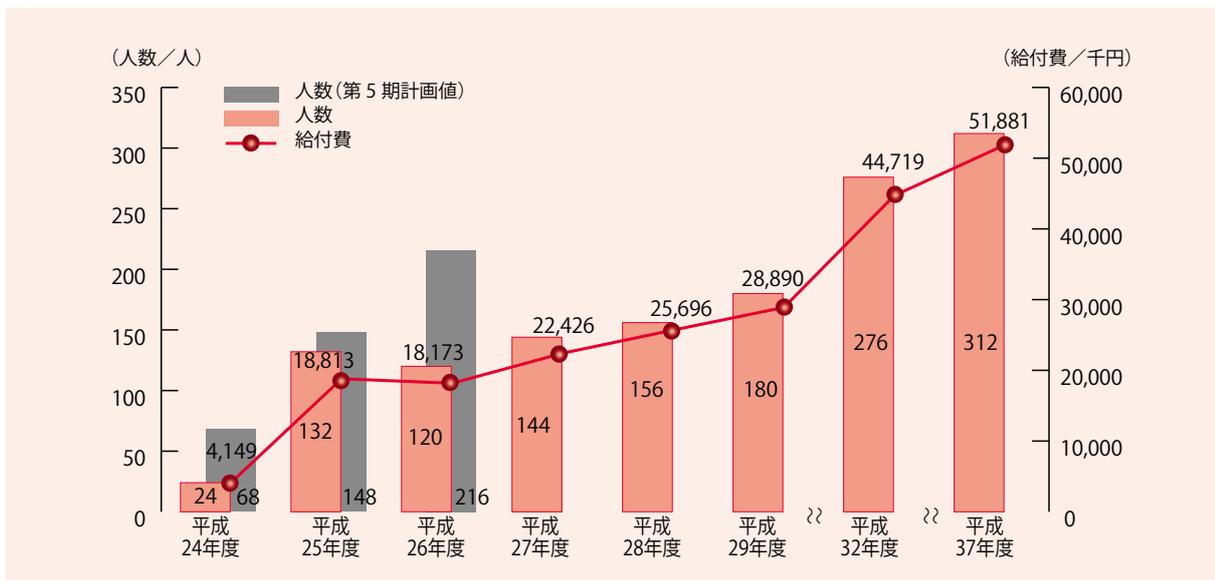
■ 地域密着型サービス[※]の現況

地域密着型サービス[※]の利用状況は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護[※]、認知症対応型共同生活介護とも、開設の遅れ等により計画値を下回る利用実績となっています。

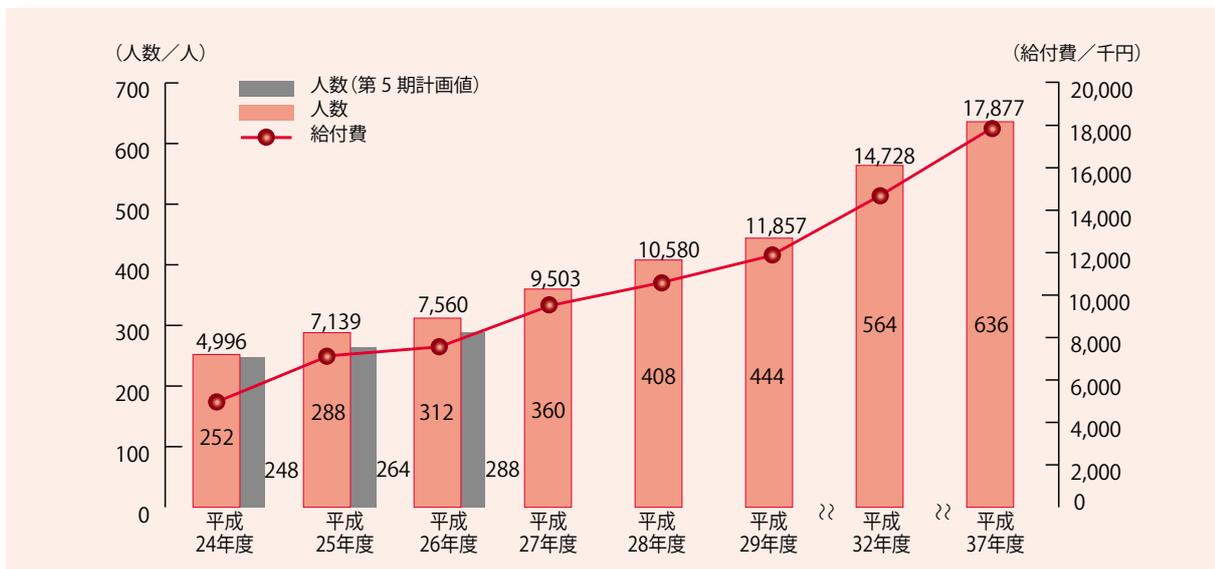
■ 地域密着型サービス[※]見込量の考え方

地域密着型サービス[※]の提供事業所の整備に伴い、利用者も増加する見込みとします。制度改正により平成28年度から小規模の通所介護の一部が地域密着型サービス[※]となります。

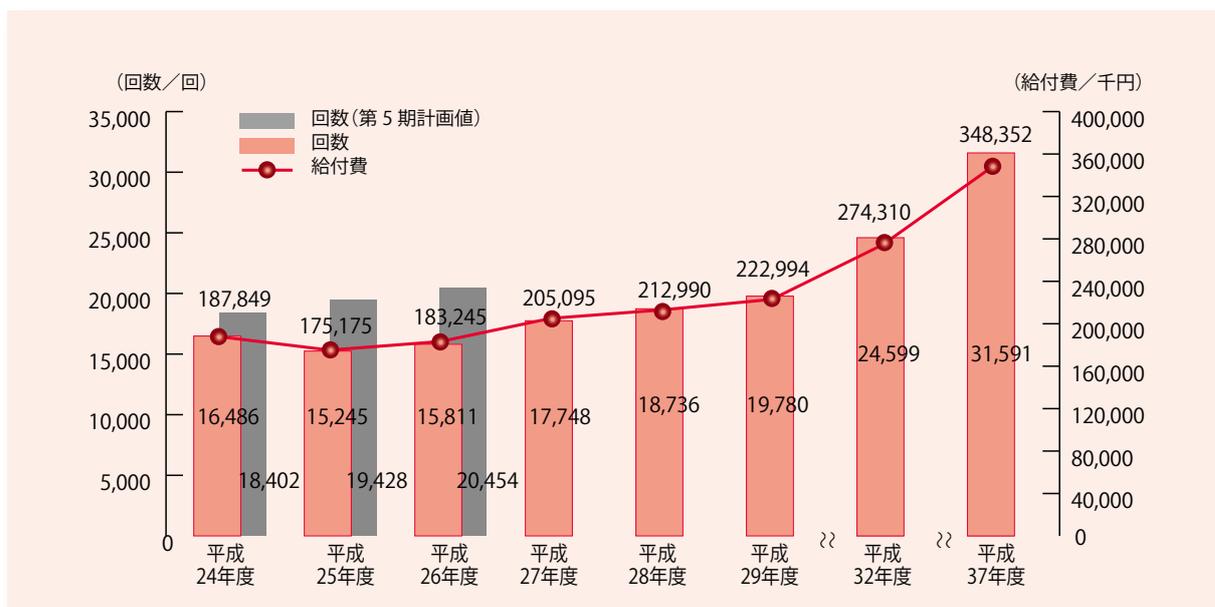
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



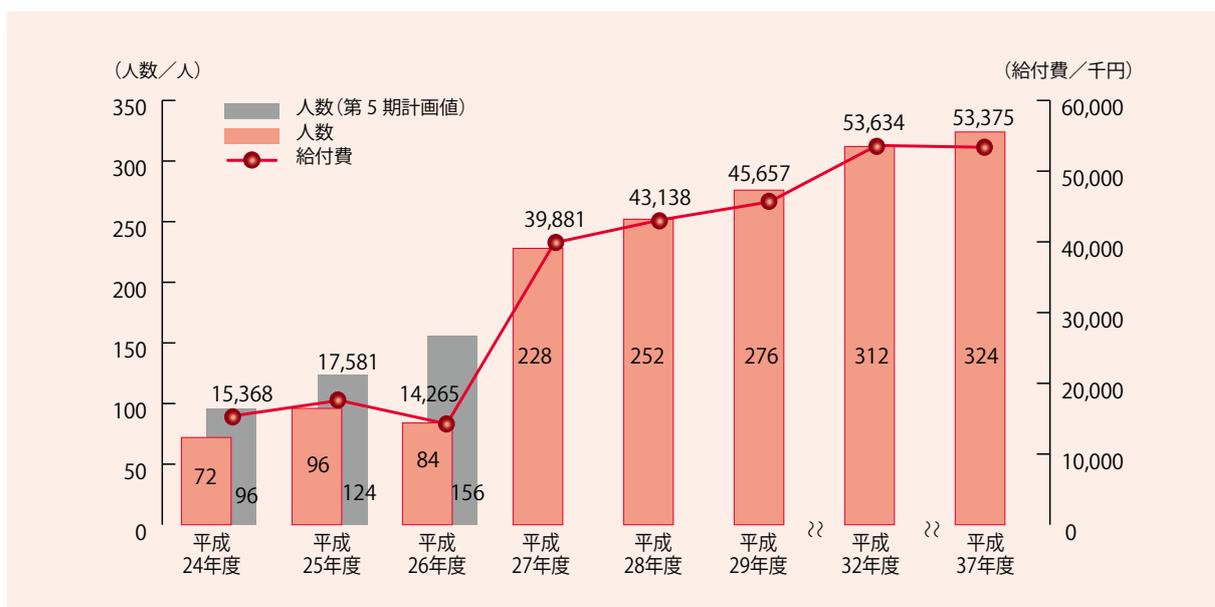
② 夜間対応型訪問介護[※]



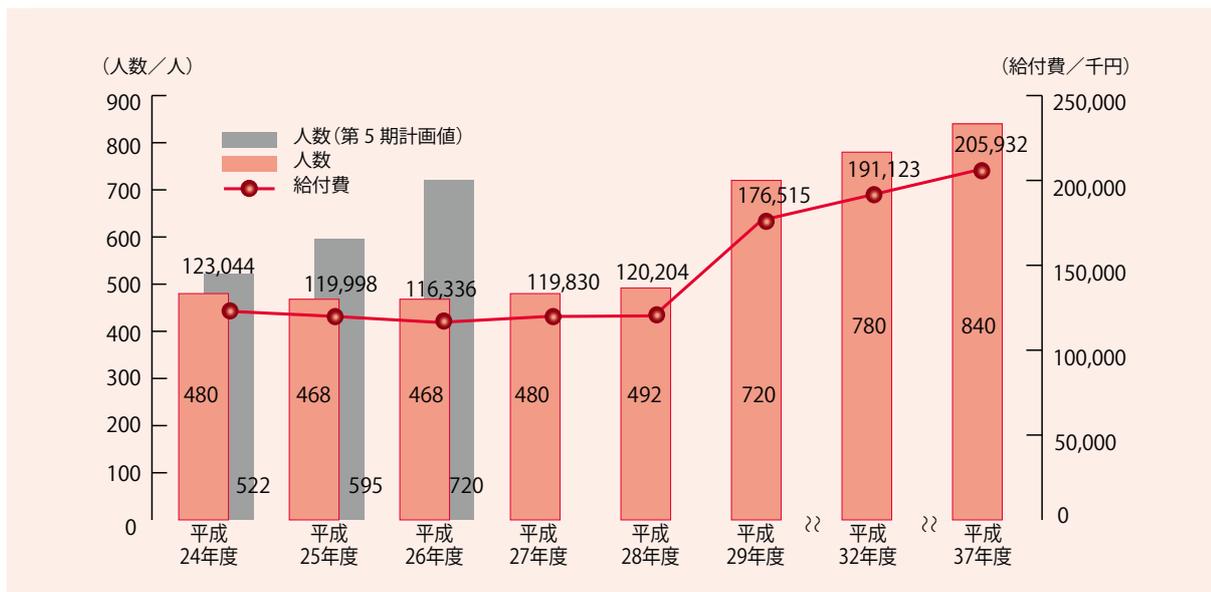
③認知症対応型通所介護



④小規模多機能型居宅介護*



⑤認知症対応型共同生活介護



◆圏域別見込量

施設数(定員数)
※定員数=要支援含む

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度(推計)	平成28年度(推計)	平成29年度(推計)
認知症対応型共同生活介護	4 (47)	4 (47)	5 (65)	5 (65)	5 (65)	6 (83)
南東圏域	1 (17)	1 (17)	2 (35)	2 (35)	2 (35)	2 (35)
北東圏域	1 (9)	1 (9)	1 (9)	1 (9)	1 (9)	1 (9)
北西圏域	1 (15)	1 (15)	1 (15)	1 (15)	1 (15)	1 (15)
南西圏域	1 (6)	1 (6)	1 (6)	1 (6)	1 (6)	2 (24)

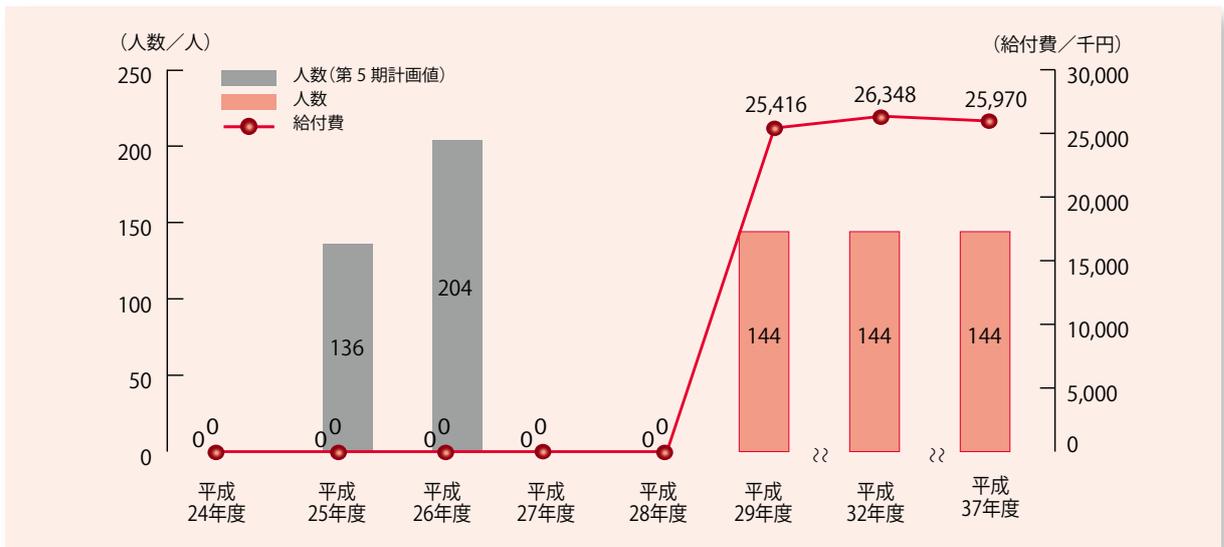
※募集の状況に応じて、新規開設する圏域は変更になる場合があります。

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

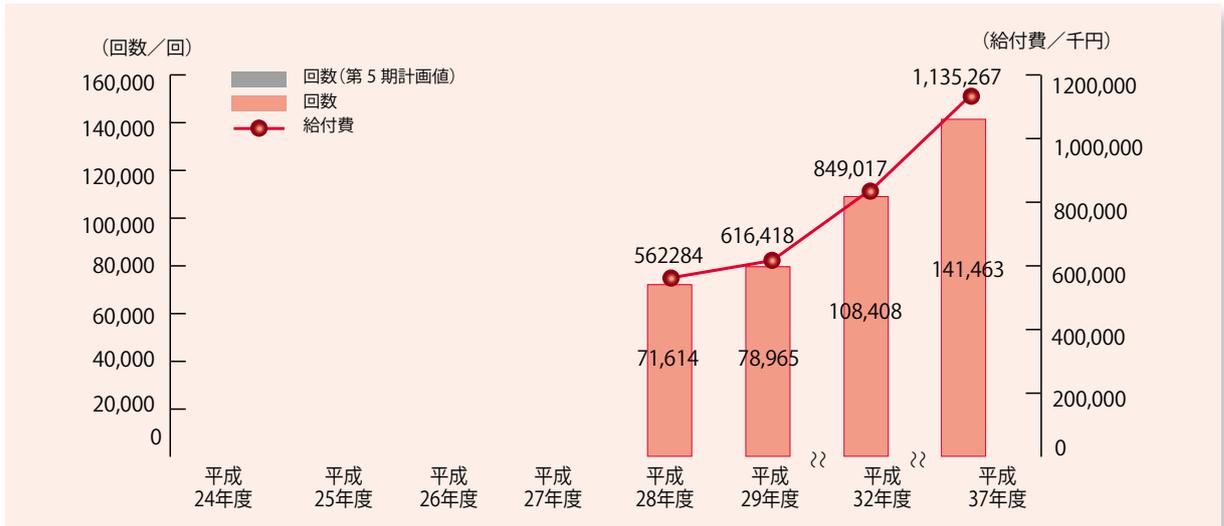


※小金井市の被保険者が他市施設を利用する場合は見込み推計

⑦複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護[※]）

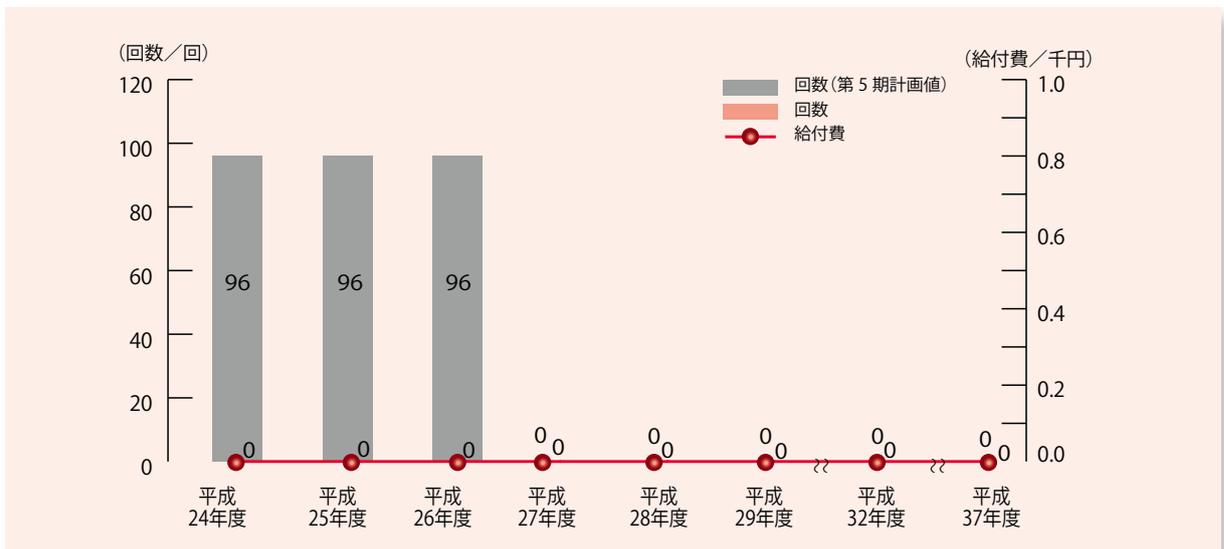


⑧地域密着型通所介護

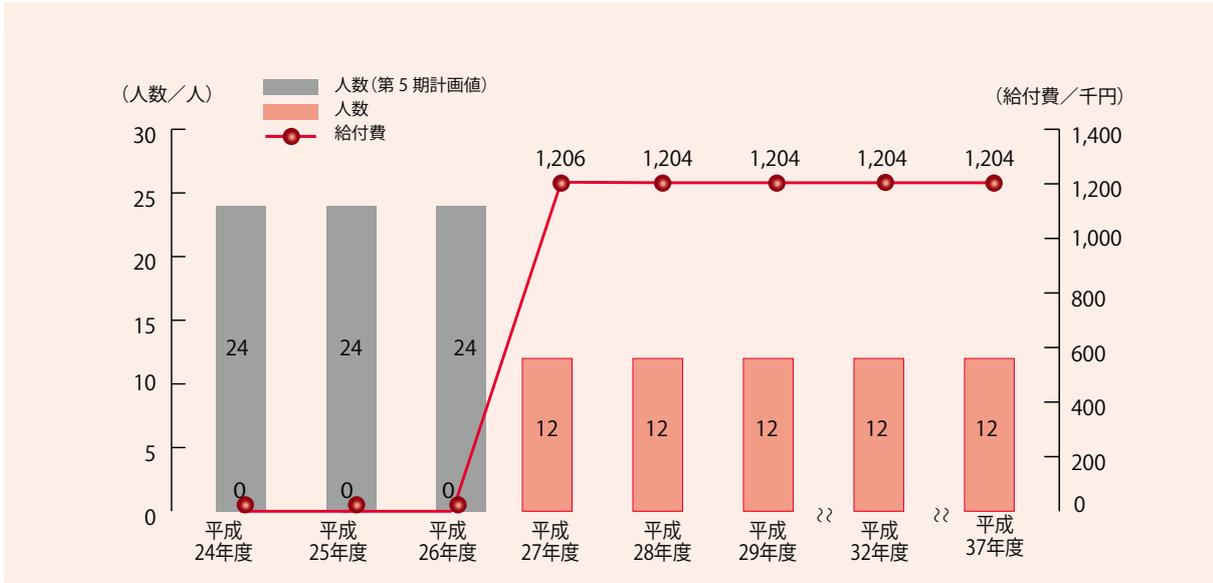


※平成28年度より小規模の通所介護が居宅サービスから移行

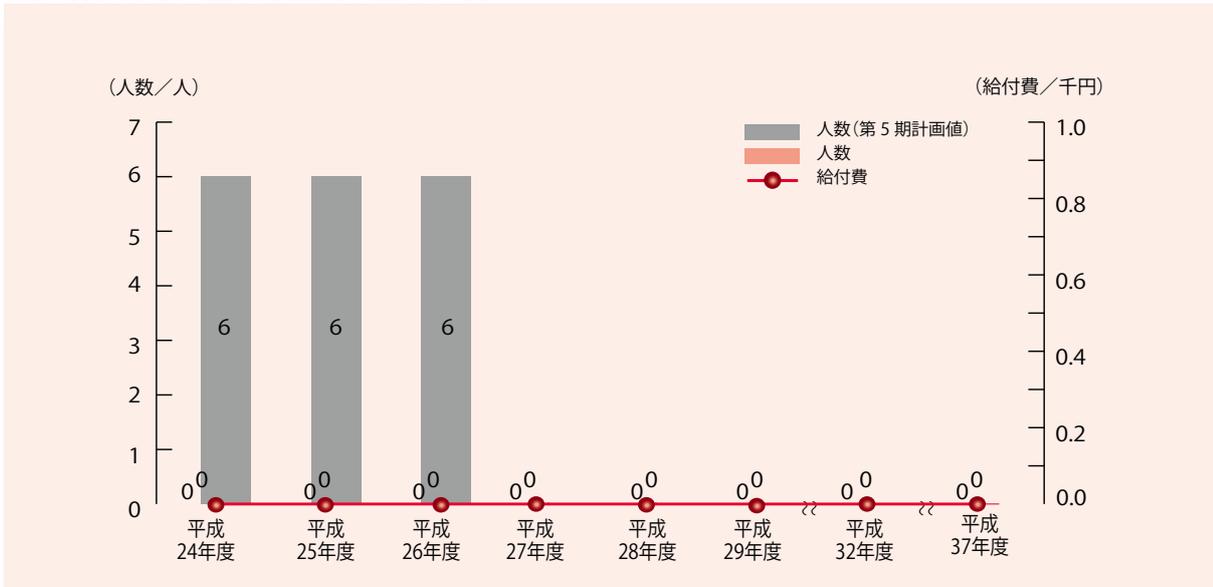
⑨介護予防認知症対応型通所介護



⑩介護予防小規模多機能型居宅介護*



⑪介護予防認知症対応型共同生活介護



カ 施設サービスの推計

■施設サービスの現況

施設サービスの利用状況については、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の利用実績はともに緩やかに増加していますが、介護療養型医療施設は、ほぼ横ばいでの推移となっています。

■施設サービス見込量の考え方

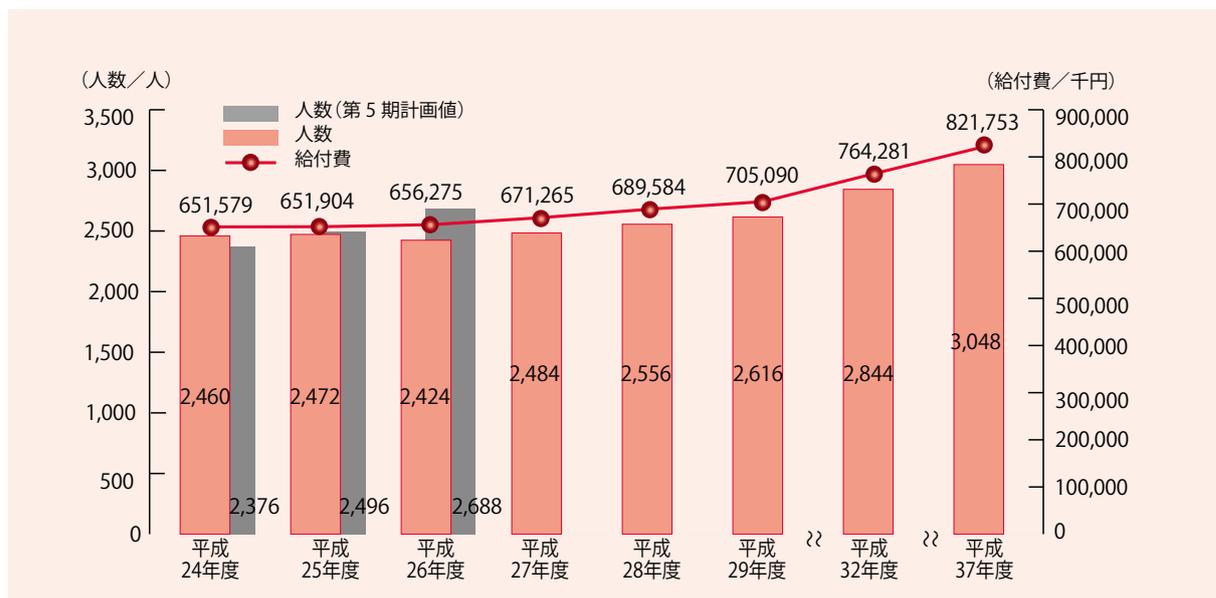
新規の施設整備や市外施設の利用も考慮し、増加するものと見込みます。

介護療養病床については、利用は一定で見込みます。

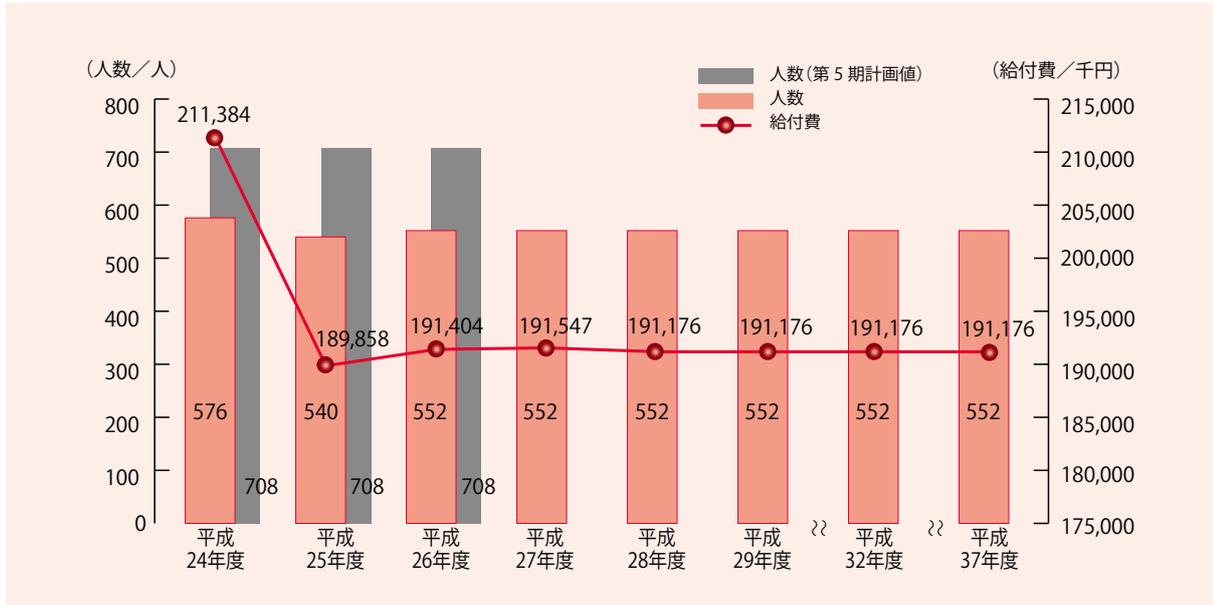
①介護老人福祉施設



②介護老人保健施設



③介護療養型医療施設



キ 第6期計画期間内の市内の施設整備の考え方

第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定のためのアンケート調査結果では、介護保険制度全体をよりよくするため、市が力を入れるべきことについては、施設整備の要望が1位となっている一方、最期まで住み慣れた自宅で暮らしたいと考えている方の割合も高くなっています。高齢者が住み慣れた地域のなかで安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、併せて施設整備についても進めてまいります。

■広域型施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、本市においても多数の入所待機者がいる状況のため、第5期では施設整備計画の中に1施設100床を定めました。ホームページ等で施設開設を予定している法人向けに案内を掲載しましたが、具体的な相談案件は生じず整備に至りませんでした。平成26年度現在においても具体的な施設開設計画を持つ社会福祉法人等が見られないため、第6期の施設整備計画には介護老人福祉施設整備は含めませんが、制度改正により、原則要介護3以上の方が入所対象になったことや、在宅生活の延長を目指すことも含め、今後の当市内における妥当な施設の規模を検討しながら、用地確保の調整や社会福祉法人等の案内に努め、相談等は随時承ります。また、介護老人福祉施設の入所待機者の解消に向けた方策を検討します。

有料老人ホームは、第6期に1箇所開設を予定しており、介護老人福祉施設の待機者の一助となることが期待されています。

■地域密着型サービス*

地域密着型サービス*は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援するサービスです。

なかでも、看護と介護のサービスが一体的に行われることで、緊急時などを含め柔軟なサービスを受けることができ、医療的なケアを必要とする人の在宅生活を支援する、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（平成27年4月より看護小規模多機能型居宅介護*となります。）等はニーズ拡大が見込まれます。

小規模多機能居宅介護サービスや定期巡回・随時対応型訪問介護看護はアンケートから将来的なニーズは高くなっていますが、現時点の利用者は伸び悩んでいます。

また、第6期も引き続き、待機者やニーズ等を勘案しながら認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）の整備を進めていきます。

市内では、介護老人福祉施設の入所待機者のおよそ半数が在宅で生活している状況です。第6期は市内では初めてとなる複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護*）を新たに導入し、定期巡回・随時対応型サービスや小規模多機能居宅介護の利用者増に向けて周知を行う等、在宅生活を支えるサービスの充実に努めます。

図表4-4-5 本計画期間中の施設整備計画

種別	第5期終了 時点(平成 26年度末)	第6期計画値			第6期終了 時点(平成 29年度末)	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
広域型施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 定員数	2施設 199人	—	—	—	2施設 199人
	介護老人保健施設 定員数	2施設 197人	—	—	—	2施設 197人
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム) 定員数	8施設 256人	—	1施設 33人	—	9施設 289人
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護** 定員数	2施設 42人	—	—	—	2施設 42人
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 定員数	5施設 65人	—	—	1施設 18人	6施設 83人
	認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス) 定員数	7施設 92人	—	—	—	7施設 92人
	夜間対応型訪問介護** 施設数	3施設 (市外)	—	—	—	3施設 (市外)
	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 施設数	1施設	—	—	—	1施設
	地域密着型老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特養)	0施設 0人	—	—	—	0施設 0人
	地域密着型特定施設入居 者生活介護 (小規模有料老人ホーム) 定員数	0施設 0人	—	—	—	0施設 0人
	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅 介護*)	0施設 0人	—	—	1施設 25人	1施設 25人

(3) 見込量確保のための方策

介護給付サービスの見込量確保のための方策としては、小金井市内の個別のサービス見込量の確保策はもとより、サービス提供事業者や地域包括支援センター^{*}、保険者である市が意識と情報を共有し、連携し供給する体制（システム）をつくることが重要となっています。

①人材の確保・育成

社会福祉協議会^{*}や東京都等と連携して研修や学習支援、情報提供を充実し、ケアマネジャー^{*}や介護職等専門職の確保を進めます。

また、有資格者や福祉に関心のある市民、介護経験者などを幅広く人的資源として考え、その育成に努めます。

介護事業者、医療機関、民生委員^{*}、ボランティア等の関係者とのネットワークを構築し、ケアマネジャー支援や指導を推進します。

②事業者の支援

小金井市介護事業者連絡会等を通して情報提供や相談、情報交流など、事業者の支援に努めます。

介護事業者、医療機関、民生委員^{*}、ボランティア等の関係者とのネットワークを構築し、ケアマネジャー支援や指導を推進します。

また、事業者の情報を介護サービス情報公表制度や福祉サービス第三者評価^{*}の評価結果などで公開しています。

(4) 地域支援事業^{*}の体制整備のための方策

① 介護予防・日常生活支援総合事業^{*}

総合事業^{*}については、これまでの介護予防給付による訪問介護・通所介護から地域支援事業^{*}への移行により、多様なサービスの利用が可能となります。小金井市では、平成28年度中の導入を目指しています。総合事業^{*}の目的・内容・サービスメニュー、手続き方法等について十分に周知するとともに、利用者の方のご意向を踏まえながら段階的に総合事業^{*}のサービスへ移行していきます。

これまで一次・二次と分類していた介護予防事業を介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業（小金井さくら体操^{*}等）とします。介護予防^{*}につながる活動等に従事するボランティアや認知症サポーター^{*}等、地域人材の確保・育成に努めます。

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防・生活支援サービス事業	訪問介護利用者数	—	535	561	649	702
	通所介護利用者数	—	481	541	649	723
一般介護予防事業		—	600	650	800	1,050

② 包括的支援事業^{*}

■ 地域包括支援センター^{*}の運営

総合事業^{*}の開始に伴い業務量増が見込まれるとともに、地域包括支援センター^{*}の役割もますます重要となります。

地域ケア会議の充実を図るとともに、平成27年度から各地域包括支援センター^{*}に認知症地域支援推進員^{*}及び生活支援コーディネーター^{*}を配置し、体制強化を行います。

(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
地域ケア会議の開催	8回/年	12回/年	16回/年	20回/年	52回/年
総合相談件数	20,000	21,000	22,000	25,000	30,000
包括的・継続的ケアマネジメント [*]	1,200	1,300	1,400	1,700	2,200

■在宅医療・介護連携の推進

医療面での支援が必要な方の在宅生活を支えるため、医療と介護の連携が必要です。また、地域ケア会議等を活用し、在宅療養支援に向けて地域課題の把握や、多職種連携体制の構築強化を進めていきます。

在宅療養支援体制の現状周知や相談・支援機関等の情報提供を行うことで、たとえ療養が必要となっても自宅で暮らし続けるための心構えや準備について市民に啓発していきます。また、市民向けのパンフレットを作成します。

入院から在宅生活にスムーズに移行できるよう、退院時支援体制を構築するとともに連携ツール等の活用を通じてチームによる連携体制の構築強化を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
在宅医療・介護関係者の連携 会議*開催	3回/年	3回/年	3回/年	2回/年	2回/年
在宅医療・介護関係者の研修会	2回/年(うち1回はグループワーク)				
地域住民への普及啓発	講演会開催1回/年				
	パンフレット作成準備		パンフレット 完成・配布		
在宅医療・介護サービス等の 情報の共有支援	連携ツールの検討		連携ツール 完成・配布		
在宅医療相談窓口の運営	設置についての配置場所 検討・運営準備		運営開始		
地域の医療・介護サービス資源 の把握	在宅医療 相談窓口に ついて検討	在宅医療相談窓口が医療 機関調査リスト化・リーフ レット作成(関係者向け)		リーフレット配布準備	

※連携会議は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・訪問看護事業所・ケアマネジャー*代表・介護サービス事業所代表・地域包括支援センター*職員・病院相談員・保健所・市(事務局)を予定。

■認知症^{*}施策の推進

「小金井もの忘れ相談シート」の利用及び認知症連携会議などにより認知症^{*}の早期診断・早期対応のための多職種連携を促進していきます。

各地域包括支援センター^{*}に認知症地域支援推進員^{*}を配置し、認知症支援体制の現状周知や相談・支援機関等の情報提供を行うことで市民がたとえ認知症^{*}になっても地域で暮らし続けるための心構えや準備について啓発していきます。その一環として、平成30年度までに認知症ケアパス^{*}作成を目指します。

認知症地域支援推進員^{*}が中心となり、認知症^{*}の疑いのある方を把握し、状態に応じて適切な医療・介護サービスに地区医師会、認知症疾患医療センター^{*}である杏林大学医学部付属病院と連携しながら繋げていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
小金井市認知症連携会議の開催 (医師会主催・市共催)	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年
認知症ケアパス検討会議 [*] の開催 (認知症地域支援推進員 [*] 活動)	4回/年	4回/年	認知症ケアパス [*] 完成普及啓発 2回/年		
市民向け講演会の開催 (認知症地域支援推進員 [*] 活動)	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年

※認知症ケアパス検討委員会

医師会・歯科医師会・薬剤師会・訪問看護事業所代表・ケアマネジャー^{*}代表・家族会運営代表・介護事業者代表(介護実践者リーダー等)・地域包括支援センター^{*}の認知症地域支援推進員^{*}・病院相談員(精神科)・市(事務局)

■生活支援サービスの体制整備

体制整備のために協議体を設置し、生活支援コーディネーター^{*}を各地域包括支援センター^{*}に配置します。

また、課題と地域資源の把握やネットワークの構築を行い、総合事業^{*}の実施に向けて、社会福祉協議会^{*}等の関係機関と連携・協力しながら、生活支援・介護予防サービスによるボランティア等の担い手を養成します。

(回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
協議体の年間開催回数	4	4	2	2	2

③任意事業

■家族介護教室事業

要介護高齢者を介護する家族等に対し、介護方法や、介護予防^{*}、介護者の健康づくり等について知識・技術を習得していただくための教室を開催します。男性が参加しやすいプログラムや休日に開催するなど、参加しやすい環境づくりに努めます。

(人・回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
年間利用者数	105	110	115	130	155
年間延回数	6	6	6	6	6

■家族介護継続支援事業

認知症^{*}高齢者を介護する家族の方に対し、交流会や講習会等の機会を通して認知症^{*}の理解や介護者間での情報を共有することで、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。また、今後は認知症^{*}に限らず、介護をしている家族であれば参加ができる内容の検討や、土曜日の開催等就労されている介護者に配慮した取組みを行います。

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
年間延利用者数	180	190	200	230	280

■認知症高齢者支援事業

軽度の認知症状がある高齢者に、ボランティアが訪問し話し相手等を行います。認知症^{*}に関する広報・啓発活動、認知症^{*}高齢者に関する知識のあるボランティア等の育成を行います。

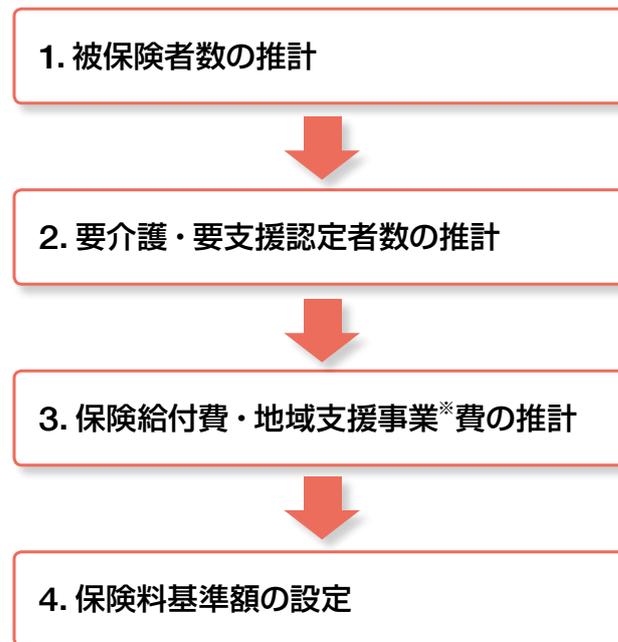
(回・人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
認知症 [*] 高齢者家族やすらぎ支援事業利用延回数	110	120	130	160	210
認知症サポーター [*] 養成講座開催回数	50	60	70	100	150
認知症サポーター [*] 養成講座参加者数	550	600	650	800	1,000

(5) 第1号被保険者の介護保険料

① 介護保険料設定の手順

介護保険料の設定にあたっては、次のような手順で行っています。



② 介護保険料設定の考え方

介護保険料の設定にあたっては、次のような考え方で行っています。

ア サービス見込量と保険料のバランス

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量及び第1号被保険者数に応じたものとなります。

イ 第1号被保険者の負担割合

第1号被保険者の負担割合が21%から22%となったことを考慮して設定します。

ウ 介護報酬の改定

保険料の設定については、平成27年度からの介護報酬改定も考慮しています。

エ 保険料段階の設定

第5期は保険料段階を13段階（特例除く）として低所得者への配慮をしてきました。第6期保険料段階の設定にあたっては、全国標準の保険料段階も多段階化されているため、より低所得者に配慮した段階設定を検討しています。

オ 市町村特別給付等

市町村特別給付はいわゆる上乗せ・横出しにあたる事業ですが、保険料が上昇することから、市町村特別給付は見込まないこととします。

カ 介護給付費等準備基金の活用

介護給付費等準備基金は、介護保険給付費の財源として過不足を調整するための基金です。第5期末現在の基金残高は3億円程度と見込まれます。第6期の介護保険料を引き下げするため、基金を活用します。

キ 費用負担の公平化に関する制度改正の方針

第6期の制度改正は、地域包括ケアシステム*の構築に向けたサービスの効率化・重点化と介護保険の費用負担の公平化の側面からの見直しが行われます。

このうち、費用負担の公平化については、低所得者の保険料軽減の拡充と重点化・効率化が行われ、次のような改正が予定されています。小金井市においても、その改正内容を踏まえた保険料の設定を行います。

- ① 第1号保険料の多段階・軽減強化に関する標準段階の見直し（平成27年4月施行）
- ② 低所得者に対する公費による介護保険料軽減の強化（平成27年4月施行）
- ③ 一定以上所得者の利用者負担の見直し（1割から2割）（平成27年8月施行）
- ④ 高額介護サービス費の見直し（平成27年8月施行）
- ⑤ 特定入所者介護（予防）サービス費の見直しにあたっての配偶者の所得および預貯金等の勘案（平成27年8月施行）

③保険給付額全体の見込み額

(2) で見込んだ総給付費に、平成17年から開始された食費居住費の自己負担化に伴い、負担を軽減するために設けられた「特定入所者介護サービス費等」、1か月の利用料が一定の額を超えた場合に給付される「高額介護サービス費等」、医療保険と介護保険の合計の利用料が一定の額を超えた場合に給付される「高額医療合算介護サービス費等」が加えられます。

また、制度改正による、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額、補足給付の見直しに伴う財政影響額を差し引きます。

これらに、東京都国保連合会が行う給付請求事務に対して支払う手数料「審査支払手数料」を加え、全体額となる「標準給付費」を算出します。

この金額は、3年間で約221億5,831万円を見込みます。

図表4-4-6 標準給付費の見込み

(千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費(A) (一定以上所得者負担調整後)	6,770,759	7,015,914	7,322,425	21,109,098
総給付費	6,859,743	7,155,980	7,469,372	21,485,095
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	88,984	140,066	146,947	
特定入所者介護サービス費(B)	157,365	150,189	154,085	461,639
特定入所者介護サービス費 (資産等勘案調整前)	175,126	181,657	188,778	545,561
補足給付の見直しに伴う財政影響額	17,761	31,468	34,693	
総給付費計 (C) = (A) + (B)	6,928,124	7,166,103	7,476,510	21,570,737
高額介護サービス費等給付額 (D)	141,425	156,919	161,830	460,174
高額医療合算介護 サービス費等給付額(E)	30,530	33,300	37,400	101,230
算定対象審査支払手数料(F)	8,048	8,706	9,419	26,173
標準給付費見込額(G) (G=C+D+E+F)	7,108,127	7,365,028	7,685,159	22,158,314

④保険料基準額

給付費と地域支援事業*費をもとに算出された介護保険料月額が5,407円となり、介護給付費準備基金3億1,000万円のうち2億600万円を充当することによって、本市における保険料基準月額を5,200円とします。

図表4-4-7 保険料基準額の算出

(千円、保険料基準月額は円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
費用合計	7,328,581	7,768,856	8,272,921	23,370,358
標準給付費	7,108,127	7,365,028	7,685,159	22,158,314
地域支援事業*費	220,454	403,828	587,762	1,212,044
保険料基準額月額(基金投入前)				5,407
介護給付費準備基金取崩額				206,000
保険料基準額月額(基金投入後)				5,200

⑤所得段階別保険料額

介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、それぞれの被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設定する必要があります。

第5期介護保険料は、非課税層、課税層ともに細分化し、保険料段階を15段階(特例第3、特例第4段階を含む。)としてきました。

また、非課税層については保険料率の引き下げを行い、国の基準額に基づく金額を小金井市の被保険者数の分布に応じて見直し、きめ細かな対応をしました。

第6期については、国が標準の保険料段階の多段階化・軽減強化を行うこととなっていることから、小金井市でもそれらの動きと合わせた見直しを行い、きめ細かい保険料段階を設定します。

図表4-4-8 第1号被保険者の介護保険料

保険料段階	対象者	保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方及び生活保護受給者の方 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額× 0.45	2,340	28,000
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方	基準額× 0.65	3,380	40,500
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない方	基準額× 0.75	3,900	46,800
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方のうち、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額× 0.875	4,550	54,600
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、第4段階に該当しない方	基準額	5,200	62,400
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.175	6,110	73,300
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額× 1.275	6,630	79,500
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額× 1.45	7,540	90,400
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	基準額× 1.50	7,800	93,600
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額× 1.60	8,320	99,800
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	基準額× 1.75	9,100	109,200
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方	基準額× 2.00	10,400	124,800
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	基準額× 2.15	11,180	134,100
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方	基準額× 2.30	11,960	143,500
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2000万円以上の方	基準額× 2.45	12,740	152,800

⑥第2号被保険者の保険料

第2号被保険者（40歳から64歳までの方）の場合、保険料は加入している医療保険の算出方法で決まり、医療保険料と共に一括して支払います。

各医療保険者は、第2号被保険者の数に応じた額を支払基金（社会保険診療報酬支払基金）に一括して納付し、支払基金は、全国の医療保険者から集めた納付金を介護給付交付金として定率で交付する仕組みとなっています。

⑦平成32年度、平成37年度の展望

高齢者人口の増加により、給付費は今後も増加していくことが予想されます。第6期事業計画策定時点で保険料基準額は、平成32年度6,800円、平成37年度8,300円と推計されています。

第6期事業計画において計画している施策を推進し、今後の保険料基準額の上昇を抑えることを目指します。

第5章

計画の推進

介護保険・高齢者保健福祉事業は、福祉、保健、医療、まちづくり、防災等広範囲にわたっており、その理念を具体化して、関係する施策を効果的かつ計画的に推進していくためには、関係各機関が緊密に連携して取り組むことが必要です。

また、計画の推進には市民、行政、地域の各種団体、医療機関、教育機関、職域等との連携協力が必要です。本計画を広く市民に周知するとともに、事業の推進にあたっては、事業者・関係機関等との役割分担を明確にして協働^{*}であたる必要があります。法・制度の見直しや人材の確保・育成等については東京都や国に働きかけ要請していきます。

事業名	内 容
運営協議会の充実	<p>介護保険運営協議会は、公募市民、事業者、関係機関、学識経験者等から構成されています。運営協議会の活動を通して計画の推進状況を検討・確認します。</p> <p>また、地域包括支援センター[*]の運営全般、関係団体との調整、内容の評価を行う地域包括支援センター[*]の運営に関する専門委員会や地域密着型サービス[*]の運営に関する専門委員会等を開催しています。</p>
医師会等の関係機関との連携	<p>計画の推進にあたっては、介護保険事業者、地域団体、ボランティア、NPO[*]、民間活動団体などとも積極的に協力連携しています。また、医師会や歯科医師会、薬剤師会の関係機関と連携していくこともますます重要になっており、情報の共有を図ります。</p> <p>介護予防[*]や認知症[*]予防、閉じこもり予防のための事業を推進していくにあたっては、公民館等や民間の社会資源とも連携した体制づくりを進めます。</p>
広域的な連携と国・都への働きかけ	<p>計画の推進にあたっては、近隣市等とも連携してサービスの誘致に努めるほか、法・制度の見直しや人材の確保・育成等については国や東京都にも働きかけを行い、要請していきます。</p>

資料編

1 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定に関する 専門委員会 委員名簿

	氏名	所属等
1	境 智子	公募市民(第1号被保険者)
2	吉田 昌克	公募市民(第1号被保険者)
3	高橋 信子	公募市民(第2号被保険者)
4	諸星 晴明	公募市民(介護サービス利用者又はその家族)
5	君島 みわ子	公募市民(介護予防利用者)
6	◎河 幹夫	学識経験者
7	○酒井 利高	学識経験者
8	常松 恵子	小金井市福祉 NPO 法人連絡会
9	鈴木 由香	特別養護老人ホーム つきみの園
10	小松 悟	社団法人 小金井市医師会
11	川畑 美和子	小金井市民生委員児童委員協議会
12	播磨 あかね	東京都多摩府中保健所

◎委員長 ○副委員長

2 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定に関する 専門委員会 検討経過

	開催日	主な内容
第1回*	平成26年5月23日	①平成26年度小金井市介護保険特別会計予算報告 ②条例制定について ③計画の枠組み及び前提となる計画等について ④アンケート調査結果(単純集計結果、クロス集計の方針案)について ⑤国の動き(介護保険制度改正等)について
第2回	平成26年6月24日	①委員長の選出 ②小金井市における高齢者の現状及び介護保険事業の状況について ③アンケート調査結果について
第3回	平成26年7月25日	①基本理念と基本施策及び施策の体系について ②認知症施策の推進について
第4回	平成26年9月22日	①在宅医療・介護連携の推進について ②在宅生活支援の充実について ③地域で支え合う仕組みづくりについて ④第5期事業進捗状況について
第5回	平成26年10月6日	①高齢者の生きがいづくり・就労支援について ②健康づくり・介護予防の推進について
第6回	平成26年11月7日	①第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画(素案)について
第7回*	平成26年11月20日	①平成25年度小金井市介護保険特別会計決算報告 ②第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画(素案)について
第8回	平成27年1月20日	①市民説明会結果報告 ②パブリックコメント及び意見募集結果報告(1回目) ③第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画(素案)第4章「4 介護保険事業の推進」について
第9回*	平成27年2月19日	①パブリックコメント及び意見募集結果報告(2回目) ②第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画(確定)

※小金井市介護保険運営協議会との合同開催

3 アンケート調査の概要

小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の策定のための基礎資料として活用することを目的に6種類のアンケートを実施しました。

(1) 高齢者一般調査

調査の目的	元気な高齢者の意識と生活実態を把握し、生きがいづくりや就労意向、介護予防の推進・充実に向けた方策を検討する。
調査対象	小金井市内に居住する第1号被保険者（要介護・要支援認定者を除く） 1,500人
調査方法	アンケート調査・郵送法（督促礼状1回送付）
調査時期	平成26年2月20日から3月10日
配布・回収数（率）	発送・配布数 1,500 有効回収数（有効回収率） 1,104（73.6%）
調査項目	1 回答者属性 2 基本属性 3 医療の状況と介護予防 4 認知症 5 日常生活 6 日ごろの生活と地域生活 7 高齢者保健福祉サービス（介護保険外） 8 介護保険 9 市への要望

(2) 居宅サービス利用者調査

調査の目的	第1期調査	介護保険居宅サービスの利用者に対して、サービスの利用状況と利用意向を探り、サービス水準の目標設定やサービスと保険料の妥当性などに関する検討を行うための資料とする。
	第2期調査	「日常生活」の生活機能評価に関する項目及び「住まい」に関する項目について、詳細な分析を行うための資料とする。
調査対象	第1期調査	介護保険居宅サービスを利用する第1号被保険者 1,000人
	第2期調査	介護保険居宅サービスを利用する第1号被保険者 1,000人
調査方法	第1期調査	アンケート調査・郵送法(督促礼状1回送付)
	第2期調査	アンケート調査・郵送法
調査時期	第1期調査	平成26年2月20日から3月10日
	第2期調査	平成26年4月18日から5月2日
配布・回収数(率)	第1期調査	発送・配布数 1,000 有効回収数(有効回収率) 521 (52.1%)
	第2期調査	発送・配布数 1,000 有効回収数(有効回収率) 476 (47.6%)
調査項目		<ol style="list-style-type: none"> 1 回答者属性 2 基本属性 3 医療の状況 4 介護保険 5 ケアプランやサービスのあり方 6 高齢者の権利擁護 7 日常生活(第2期調査項目) 8 高齢者保健福祉サービス(介護保険外) 9 介護者の状況・意向 10 住まい等(第2期調査項目)

(3) サービス未利用者調査

調査の目的	第1期調査	介護保険サービス未利用者に対して、未利用であった理由と、今後の意向について把握し、適正なサービスの利用につなげる方策を検討する。
	第2期調査	「日常生活」の生活機能評価に関する項目及び「住まい」に関する項目について、詳細な分析を行うための資料とする。
調査対象	第1期調査	要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用していない第1号被保険者 300人
	第2期調査	要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用していない第1号被保険者 300人
調査方法	第1期調査	アンケート調査・郵送法(督促礼状1回送付)
	第2期調査	アンケート調査・郵送法
調査時期	第1期調査	平成26年2月20日から3月10日
	第2期調査	平成26年4月18日から5月2日
配布・回収数(率)	第1期調査	発送・配布数300 有効回収数(有効回収率)166(55.3%)
	第2期調査	発送・配布数300 有効回収数(有効回収率)164(54.7%)
調査項目	1 回答者属性 2 基本属性 3 医療の状況 4 介護保険サービスの利用 5 介護保険について 6 高齢者の権利擁護 7 日常生活(第2期調査項目) 8 高齢者保健福祉サービス(介護保険外) 9 介護者の状況・意向 10 住まい等(第2期調査項目)	

(4) 施設サービス利用者調査

調査の目的	介護保険施設サービスの利用者の状況把握とともに、サービス等への満足度を探り、今後の施設サービスのあり方に関する検討を行う。
調査対象	介護保険施設サービスを利用する第1号被保険者 200人
調査方法	アンケート調査・郵送法(督促礼状1回送付)
調査時期	平成26年2月20日から3月10日
配布・回収数(率)	発送・配布数200 有効回収数(有効回収率)94(47.0%)
調査項目	1 回答者属性 2 基本属性 3 医療状況 4 入所までの期間等 5 施設での生活・サービス 6 介護保険 7 高齢者の権利擁護 8 家族の状況・意向

(5) 事業者調査

調査の目的	居宅介護支援事業者、予防・居宅介護サービス事業者、施設サービス事業者の活動状況、事業の展開意向、事業の展開上の課題を把握し、事業者に対する支援と見込量の検討に役立つ。
調査対象	小金井市内の居宅介護支援事業者、予防・居宅介護サービス事業者、施設サービス事業者 100 事業所
調査方法	アンケート調査・郵送法（督促礼状 1 回送付）
調査時期	平成 26 年 2 月 20 日から 3 月 10 日
配布・回収数（率）	発送・配布数 100 有効回収数（有効回収率）71（71.0%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所プロフィール 2 事業の状況 3 サービス提供事業者 4 質の向上への取組み 5 事業運営 6 医療と介護の連携 7 認知症介護支援 8 災害時体制 9 市への意向

(6) ケアマネジャー調査

調査の目的	市内に事業所を設置し、市内在住の高齢者の居宅介護計画（ケアプラン）を作成しているケアマネジャーの業務の状況や、業務全般の考え、ならびに医療と介護の連携の状況等を把握し、介護保険制度の適切な運営に向けた方策や医療と介護の連携の方策を検討するための参考とする。
調査対象	居宅介護支援事業所・予防支援事業所に在籍するケアマネジャー 100 名
調査方法	アンケート調査・郵送法（督促礼状 1 回送付）
調査時期	平成 26 年 2 月 20 日から 3 月 10 日
配布・回収数（率）	発送・配布数 100 有効回収数（有効回収率）72（72.0%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロフィール 2 勤務形態 3 ケアマネジメントの状況 4 アセスメントの実施状況 5 市内のサービス提供体制 6 介護予防ケアプランの実施状況 7 在宅医療の支援 8 医療・介護の連携 9 認知症介護支援 10 ケアマネジメントの質の向上 11 高齢者の虐待 12 今後の介護サービス、高齢者福祉

4 用語解説

あ行

用語	解説
NPO	NPOとは、Non Profit Organizationの略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われている。「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができる。

か行

用語	解説
介護予防	元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行う。
介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業からなる。
基本チェックリスト	要介護認定が必要でない高齢者に対し、介護予防・生活支援サービス事業の対象者かどうか及びふさわしいサービスの区分等を評価するための質問表。運動機能や栄養状態、口腔機能、認知機能、うつ病の可能性等に関する合計25項目の質問項目について回答し、各項目の基準点により判定される。
給付適正化システム	毎月、各居宅介護支援事業所のケアマネジャーから上げられた給付管理表や、各サービス事業所から実際に請求されたサービス内容について、国民健康保険連合会(国保連)で一括管理し、都道府県や市町村に電子データで送るシステム。
協働	市と市民、市民活動団体等が、それぞれの自主性、自立性のもと、果たすべき責任や役割を自覚し、共通の目的を達成するため相互に補完し協力し合うこと。
緊急通報システム	日常生活を営む上で常時注意が必要な慢性疾患を有する一人暮らし高齢者等に緊急通報機器を設置し、急病の際に緊急通報事業者に通報し、安全の確認と必要に応じて救急車を手配するシステム。
ケアプラン	要介護(要支援)認定者について、自立した日常生活を送ることができるよう利用者や家族のニーズの把握、課題を分析、サービス担当者会議において協議を行い作成される介護支援計画のこと。

用語	解説
ケアマネジメント	要介護者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護(要支援)認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な方に代わって代理人がその権利を表明し支援すること。
高齢化率	全人口に占める65歳以上の人の割合。高齢化率7.0%で「高齢化社会」、14.0%以上で「高齢社会」、21.0%以上で「超高齢社会」と言われている。
小金井さくら体操	65歳以上で要介護認定を受けていない人を対象とした、介護予防を目的とした体操。

さ行

用語	解説
サービス付き高齢者 向け住宅	高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームであって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置付けられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。
小規模多機能型 居宅介護	居宅要介護(支援)者について、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、居宅または通いや短期間の宿泊により、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を組み合わせ提供するサービス。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。
成年後見制度	認知症や知的、精神障がいなどのために判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービス等を利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を代行する。

た行

用語	解説
地域支援事業	被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業。
地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③包括的・継続的マネジメント事業、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持ち、主任ケアマネジャー・保健師（または看護師）・社会福祉士などが中心となり、高齢者への支援を行う中核機関。国の基準では、概ね高齢者人口3千人から6千人に対し1か所の設置となっている。
地域密着型サービス	住み慣れた地域で生活を支えるためのサービスで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。

な行

用語	解説
日常生活圏域	地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し設定した、介護保険サービス利用者にとって最も身近な圏域。小金井市には4圏域がある。
認知症	脳の障がいによって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。
認知症ケアパス	認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、いつでもどこどのような医療・介護サービスを受ければよいのか具体的な機関名やケアの内容等を予め認知症の人とその家族に提示できるようにするもの。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、日常生活の中で支援する人のこと。

用語	解説
認知症疾患医療センター	認知症疾患について、鑑別診断や問題行動への対応、地域住民に対する普及啓発や相談等を行い、地域における医療と介護の連携の拠点としての機能をもつ専門医療機関。
認知症地域支援推進員	地域包括支援センターに配置された看護師・保健師等により、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う。

は行

用語	解説
バリアフリー	住宅建築用語としては、段差などの物理的な障壁の除去をいうが、福祉的にはより広く高齢者や障がい者などの社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
避難行動要支援者(災害時要援護者)	災害時に援護を必要とする乳幼児や高齢者、傷病者、障がい者、また言語や文化の違いから特別の配慮を要する外国人。
福祉サービス第三者評価	事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価すること。
包括的支援事業	市町村が行う地域支援事業の一部で、地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント、総合相談業務、権利擁護業務、ケアマネジャーへの助言・指導等を行う事業。

ま行

用語	解説
民生委員・児童委員	地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人。市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。

や行

用語	解説
夜間対応型訪問介護	居宅要介護者について、夜間の定期的な巡回訪問または通報により、居宅で入浴、排せつ、食事などの日常生活上の支援を行うこと。

第 6 期小金井市
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画

発行年月 平成 27 年 3 月
発 行 小金井市福祉保健部介護福祉課
〒 184-8504 小金井市本町 6-6-3
TEL 042-387-9822
FAX 042-384-2524